

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】



国際オリンピック委員会

宛先：

- WADA 公認分析機関
- IOC 医事委員会委員
- 国内オリンピック委員会
- NOC 医事担当者
- オリンピック・プログラムに参加する夏季競技国際連盟
- オリンピック競技大会組織委員会
- 国内アンチ・ドーピング機関
- 世界アンチ・ドーピング機構

CC：

- スポーツ仲裁裁判所
- オリンピック夏季競技団体連合（ASOIF）

Ref.No. LAB/ME/C/FE/CO/WADA/

HMS/SCH/csar/90/2011

e メール配信

ローザンヌ、2011年12月15日

第30回オリンピック競技大会（ロンドン／2012）IOC ドーピング防止規則

拝啓、

A. IOC ドーピング防止規則

IOC は、第30回オリンピック競技大会（ロンドン／2012）（以下、「ロンドン・オリンピック競技大会」）に適用される IOC ドーピング防止規則（以下、「IOC ドーピング防止規則」）を最終決定したことを通知します。本 IOC ドーピング防止規則には、世界ドーピング防止規程と同様、英語版とフランス語版があり、どちらも IOC ウェブサイト <http://www.olympic.org/medical> および世界アンチ・ドーピング機構（WADA）ウェブサイト www.wada-ama.org にて閲覧可能です。

本レター中の定義語はすべて、IOC ドーピング防止規則の下で使われる場合と同じ意味を有します。

当該文書の内容検討は皆さんの責任ですが、特に以下の点に注意してください。

国際オリンピック委員会

Château de Vidy, 1007 Lausanne, Switzerland, Tel +41 21 621 6111/ Fax +41 21 621 6216 / www.olympic.org

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

1. ロンドン・オリンピック競技大会期間中、IOC が行うすべてのドーピング・コントロールには、禁止表にいうすべての禁止物質とすべての禁止方法の検査を含みます。
ロンドン・オリンピック競技大会期間とは、「オリンピック競技大会のためのオリンピック選手村の開村日、すなわち 2012 年 7 月 16 日に始まり、オリンピック競技大会閉会式当日、すなわち 2012 年 8 月 12 日までの期間」と定義されます。
禁止表において、ロンドン・オリンピック競技大会期間は、「競技会（時）」の期間として扱われます。すなわち、すべての禁止物質と禁止方法が禁止の対象です。
国内オリンピック委員会は、そのすべての競技者に対し、オリンピック競技大会期間中のどの時点でも、禁止表にいうすべての禁止物質とすべての禁止方法がドーピング・コントロールの対象になることを通知する責任を有します。
2. 競技者はすべて、ロンドン・オリンピック競技大会期間中、IOC が時と場所を問わず、事前通告なしで行うドーピング・コントロールの対象になるとものとします。
3. IOC は、ロンドン・オリンピック競技大会期間中、英国外および英国内オリンピック会場以外の場所で、IOC に代わりドーピング・コントロールを実施するよう、WADA その他のアンチ・ドーピング機関を任命できます。
4. 世界ドーピング防止規程第 15.1 項に従って、IOC はすべてのアンチ・ドーピング機関に対し、ロンドン・オリンピック競技大会期間中、競技者がオリンピック競技大会のためのオリンピック ID および資格認定カードを発行する前、または競技者がオリンピック競技大会における自己の最終競技を終了後も、その権限において競技者に対しドーピング・コントロールを実施することをここに承認します。
5. オリンピック競技大会において発生するドーピング防止規則違反に関する懲戒手続きは、IOC ドーピング防止規則第 6 条にあります。
6. 競技会（時）期間が長期にわたることを考慮して、IOC は、競技者が禁止表に含まれる物質を摂取する前に治療目的使用に係る除外措置を要請すべきであると注意を促します。この手続きは、IOC ドーピング防止規則において詳しく説明しています。
7. ドーピング防止規則に違反した疑いのある競技者が団体競技の構成員である場合、または団体競技ではないが、賞がチームに授与される場合、関連の国際競技連盟は、IOC の科す制裁措置がその国際競技連盟の適用規則に即していることを確認できるよう、懲戒委員会の聴聞会に出席するものとします。
8. 情報として『『オリンピック冬季競技大会（バンクーバー／2010）IOC ドーピング防止規則』と比較した『第 30 回オリンピック競技大会（ロンドン／2012）IOC ドーピング防止規則』における主な変更点の要約』を添付しますが、これらはすべての変更を網羅したものではありません。

B. 居場所情報

居場所情報について、IOC は、国内オリンピック委員会 (NOC) が関連の国際競技団体 (IF) および国内アンチ・ドーピング機関 (NADO) と連携し、IOC ドーピング防止規則に基づく義務を遵守するために最善の方法を確保するよう奨励します。

IOC は、別途通達することにより、NOC がこの点で義務を履行するのを支援するため、要約と詳細情報を提供します。一方、NOC は、それぞれの NADO および関連 IF と連絡をとり、進め方を協議し、合意するよう求められています。

C. 2012 年禁止表

ロンドン・オリンピック競技大会期間中に適用される禁止表は、WADA のウェブサイトおよび IOC のウェブサイトから入手できます。

D. ドーピング・コントロールに関する技術手順書

IOC ドーピング防止規則付属文書 3 は、「第 30 回オリンピック競技大会 (ロンドン/2012) LOCOG ドーピング・コントロール技術手順書」と題する文書で、IOC ドーピング防止規則本体を補完するものです。

E. ドーピング防止規則違反の可能性についてペンディングになった事案の解決

IOC は、ロンドン・オリンピック競技大会に参加予定の競技者または競技支援要員がドーピング防止規則に違反した疑いでペンディングになった事案が、ロンドン・オリンピック競技大会における当該競技者の最初の競技への出場前に、および当該競技支援要員の認定前に解決されるよう、国内アンチ・ドーピング機関、国際競技連盟、および国内オリンピック委員会があらゆる努力を払うことを高く評価します。

F. NOC のアンチ・ドーピング関連事項連絡担当者

IOC は、ロンドン・オリンピック競技大会に代表団を送るすべての NOC が、2012 年 3 月 31 日までにロンドン・オリンピック競技大会でのドーピング防止関連事項について IOC が連絡できる NOC 側担当者の氏名および連絡先を、IOC 法務部門 (sarah.friberg@olympic.org) あてに必ず報告するよう求めます。

G. IF のアンチ・ドーピング関連事項連絡担当者

IOC は、ロンドン・オリンピック競技大会のプログラムに参加するすべての IF が、2012 年 3 月 31 日までに、ロンドン・オリンピック競技大会でのドーピング防止関連事項について IOC が連絡できる IF 側担当者の氏名および連絡先を、IOC 法務部門 (sarah.friberg@olympic.org) あてに必ず報告するよう求めます。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

上記で言及した文書と情報は、当該文書を知っておく必要のある、貴組織の関係者全員、特に競技者、コーチ、および医療関係者あてに必ず送付してください。

敬具



Howard M. STUPP
法務担当理事



Patrick SCHAMASCH
医療科学担当理事

同封物：『『オリンピック冬季競技大会（バンクーバー／2010）IOC ドーピング防止規則』と比較した『第30回オリンピック競技大会（ロンドン／2012）IOC ドーピング防止規則』における主な変更点の要約』

「オリンピック冬季競技大会（バンクーバー／2010）IOC ドーピング防止規則」
と比較した

「第30回オリンピック競技大会（ロンドン／2012）IOC ドーピング防止規則」に
おける主な変更点の要約

以下は、「IOC オリンピック冬季競技大会（バンクーバー／2010）IOC ドーピング防止規則」（「バンクーバーADR」）と比較した「第30回オリンピック競技大会（ロンドン／2012）IOC ドーピング防止規則」（「ロンドンADR」）における主な変更点の要約である。

1. 居場所情報：IOC はすべての競技者に居場所情報を提供するように求めることはせず、2012年ロンドン・オリンピック競技大会（「ロンドン・オリンピック競技大会」）に参加する競技者の居場所情報を取得するために、むしろ既存の検査対象者登録リスト（「RTP」）（国際競技連盟（「IF」）および国内アンチ・ドーピング機関（「NADO」）のリストなど）に依拠する（ロンドンADR 第4.5.1.1項および第4.5.1.2項）。

以下に注意すること。

- RTP に登録されていない競技者について、IOC は、NOC が特に部屋割りリストおよびトレーニング・スケジュールを提供するように求める（ロンドンADR 第4.5.1.3項）。
- NOC は、かかる情報を提供しない場合、または意図的に虚偽的または不正確な情報を提供した場合、制裁措置を科される場合がある（ロンドンADR 第10条）。

2. 検査未了－結果の管理：IOC は、それぞれの RTP に登録された競技者に責任を負うアンチ・ドーピング機関（「ADO」）ではないが、ロンドン・オリンピック競技大会について検査未了が発生したか否かの判断を担う。

一般に、NOC は、結果の管理と文書の回収に関連して IOC にあらゆる支援を提供する義務があることに注意しなければならない（ロンドンADR 第4.5.9項および第6.2.4.1項など）。

3. 「3回違反」－結果の管理

世界ドーピング防止規程および検査に関する国際基準（特にその第11.6.5項）により、IOC は、RTP に登録された競技者が3回目に居場所情報未提出になった場合、ドーピング防止規則違反（「ADRV」）について判断を下す権限をもたない。RTP に競技者を登録しているアンチ・ドーピング機関（「ADO」）が、世界ドーピング防止規程第2.4項に基づき、競技者を告訴する。

したがって、WADA 規程および検査に関する国際基準で定める既存の枠組みに基づき、以下のとおりとする。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

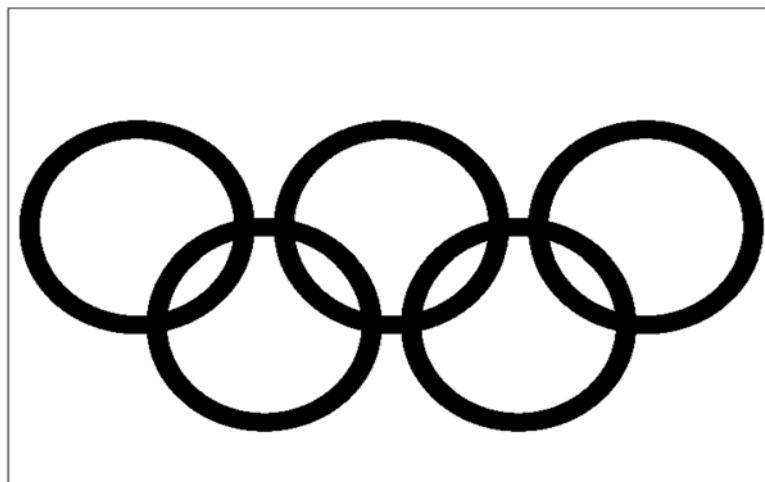
- NOC は、過去 18 カ月間にすでに 2 回違反した競技者に関する情報など、特定の情報を提供しなければならない。(ロンドン ADR 第 6.2.4.3 項など)
- IOC は、上記 2「検査未了－結果の管理」で述べた、ロンドン・オリンピック競技大会について、検査未了の可能性を管理する。
- IOC は、18 カ月間に 3 回の居場所情報義務違反をしたことによる ADRV 可能性を管理するよう、責任を有する ADO (場合により、IF または NADO) に委ねる。
- 責任を有する ADO の決定に基づき、IOC はロンドン・オリンピック競技大会に関連してしかるべく自己の決定を採択する。

4. 暫定的資格停止－特に検査未了の場合 (3 回目の「居場所情報義務違反」)

ADRV (の可能性) の場合、競技者を暫定的に資格停止にできる通常の特権のほか、3 回目の居場所情報義務違反 (の可能性) があつた競技者を IOC が暫定的に資格停止にできる文言が追加された。

(ロンドン ADR 第 6.2.4.4 及び 6.2.8 項)

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】



国際オリンピック委員会
第30回オリンピック競技大会（ロンドン／2012）に適用される
ドーピング防止規則

国際オリンピック委員会
Château de Vidy
C.P. 356
1007 Lausanne
電話番号：+41 21 621 61 11
Fax 番号：+41 21 621 62 16

目次

序説.....	3
第1条 WADA 規程の適用－ドーピングの定義－規則に対する違反.....	3
第2条 ドーピング防止規則違反.....	4
第3条 禁止表.....	4
第4条 ドーピング・コントロール.....	5
第5条 検体の分析.....	8
第6条 オリンピック競技大会で生じたドーピング防止規則違反の疑いに関する懲戒手続き	8
第7条 個人成績の自動的失効、オリンピック競技大会への参加資格剥奪.....	14
第8条 個人に対する制裁措置.....	14
第9条 チームに及ぼす結果.....	15
第10条 国内オリンピック委員会および国際競技連盟に対する金銭的その他の制裁措置.....	15
第11条 上訴.....	16
第12条 馬のドーピング・コントロール－馬ドーピング防止および規制薬物規程.....	17
第13条 ドーピング防止規則の適用法、改正、および解釈.....	17
第14条 言語.....	17
附属文書1 定義.....	18
附属文書2 検査に関する国際基準に係わる規準（規則第4.3項）.....	19
附属文書3 第30回オリンピック競技大会（ロンドン／2012）LOCOG ドーピング・ コントロール技術手順書.....	22

序説

国際オリンピック委員会（IOC）は、オリンピック・ムーブメント、特にオリンピック競技大会における最高の権威である。オリンピック・ムーブメントに何らかの資格で属するいかなる者も、オリンピック憲章の規定に拘束され、IOCの決定に従うものとする。

オリンピック憲章は、IOCがスポーツにおけるドーピングとの戦いにおける重要性と、IOCが採択する世界ドーピング防止規程（WADA規程）への支持を反映したものである。

IOCは、WADA規程に従い、スポーツの精神において、オリンピック・ムーブメントにおけるドーピングとの戦いに資することを期待して、本IOCドーピング防止規則（規則）を策定し採択した。本規則は、他のIOC文書、本規則全体にわたり言及されている国際基準、および関連するIFのドーピング防止規則により補完される。

ドーピング防止規則は、競技規則と同様、競技の実施条件の基準となるスポーツの規則である。すべての参加者（競技者、および競技支援要員）、その他の者は、本規則を参加条件として受諾し、規則の遵守に同意しているものとみなされる。

IOC理事会は、ドーピングとの戦いに関する方針、ガイドライン、および手順を策定する責任を負う。これには、ドーピング防止規則違反の管理、およびWADA規程を含め、国際的に受け入れられている規則の遵守を含む。

IOC会長は、IOC理事会の指示により、本規則の実施に責任を負う医事委員会を任命する。

IOCの治療目的使用に係る除外措置委員会（TUEC）は、治療目的使用に係る除外措置（TUE）を申請ごとに評価するためにIOC医事委員会が任命した委員会である。

WADA規程により特段の定めがないかぎり、IOC医事委員長は、その条項の管理に責任を負う。IOC医事委員長は、その裁量により、具体的な個別の責任者を任命することができる。

本規則において大文字で始まる（イタリック体の）用語の意味は、付属文書1で定義する。

本規則では、自然人である者に関連して使用される男性形は、特に反対の規定がないかぎり、女性形を含むものとする。

競技者その他の者は、何がドーピング防止規則違反になるのか、また、禁止表に含まれる物質および方法を知っておく責任を有するものとする。

第1条 WADA規程の適用—ドーピングの定義—規則に対する違反

- 1.1 いずれかのドーピング防止規則に違反することは、本規則に対する違反である。
- 1.2 以下の本規則の個別規定により、WADA規程と国際基準の条項は、ロンドン・オリンピック競技大会に準用される。

第2条 ドーピング防止規則違反

WADA 規程の第2条は、ドーピング防止規則違反の判断に適用されるが、以下の修正がある。

(A) 禁止物質および方法の保有

(A.1) 競技者が禁止物質または禁止方法を所持している場合。ただし、競技者が当該保有は第3.2項（治療目的使用）その他正当な理由で認められた治療目的使用に係る除外措置（「TUE」）によるものであることを証明した場合は、このかぎりではない。

(A.2) 競技者、競技、トレーニングに関連して、競技支援要員が禁止物質または禁止方法を保有している場合。ただし、当該保有は第3.2項（治療目的使用）その他正当な理由で認められた TUE によるものであることを競技支援要員が証明した場合は、このかぎりではない。

第3条 禁止表

3.1 禁止表の包摂、公表、改定

本規則は、ロンドン・オリンピック競技大会期間中に有効な WADA 規程の第4.1項に従って WADA が公表した禁止表を包摂する。

NOC は、競技者を含むその代表団構成員にかかる禁止表を通知する責任を負うものとする。禁止表を知らなかったことは、ロンドン・オリンピック競技大会へのいかなる資格での参加者にとっても何ら弁明にならない。

3.2 治療目的使用

3.2.1 禁止物質または禁止方法の使用を必要とする、医学的状态が文書化されている競技者は、まず TUE を取得しなければならない。

3.2.2 TUE を必要とするロンドン・オリンピック競技大会に出場する競技者のほとんどが、IF 規則に従って、すでに自己の国際競技連盟または関連のアンチ・ドーピング機関から TUE を受け取っているものと予想される。これらの競技者は、他の関連のアンチ・ドーピング機関に対し、TUE を受け取っていることを通知しなければならない。したがって、ロンドン・オリンピック競技大会のオリンピック選手村開村日、すなわち 2012 年 7 月 16 日までに、関連の国際競技連盟またはアンチ・ドーピング機関もまた、競技者の NOC、WADA および IOC 医事委員会に対し、通知しなければならない。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

3.2.3 IOC 医事委員会は、既存の TUE を評価し、新規の TUE 申請を検討するために、少なくとも 3 人の医師からなる委員会（「TUEC」）を任命するものとする。これまで TUE を承認されていなかった競技者は、IOC から TUE を取得するために申請できる。TUEC は、治療目的使用に係る除外措置の国際基準に従って当該新申請をただちに評価し、かかる申請に対する決定を行うものとし、これが、IOC の最終決定であるものとする。IOC 医事委員会は、競技者、競技者の NOC、WADA および関連の国際競技連盟に、その決定を速やかに通知するものとする。かかる決定は、ロンドン・オリンピック競技大会期間中のみ有効とする。IOC 医事委員会は、受け取ったすべての TUE についてロンドン・オリンピック競技大会の 1 日目までに WADA に通知し、WADA が第 3.2.3.1 項に基づきその権限を行使できるよう、コピーを WADA あてに送達するものとする。

3.2.3.1 WADA は、競技者、IOC の要請により、またはそのイニシアティブにより、競技者に対する TUE の承認または拒絶を見直すことができる。WADA は、TUE の承認または拒絶が治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準を満たしていないと判断した場合、当該決定を覆すことができる。TUE に関する決定に対しては、第 11 条に定めるとおり上訴できる。

3.2.4 正当な理由のある状況を除き、TUE はすべて ADAMS を通じて管理、申請、宣言されなければならない。

第 4 条 ドーピング・コントロール

4.1 ドーピング・コントロールの責任

IOC は、ロンドン・オリンピック競技大会期間中のドーピング・コントロールに責任を負う。IOC は、1 つまたは複数の機関に対し、ドーピング・コントロールの全部または一部を代理させることができる。

ロンドン・オリンピック競技大会期間とは、「ロンドン・オリンピック競技大会のためのオリンピック選手村の開村日、すなわち 2012 年 7 月 16 日に始まり、オリンピック競技大会開会式当日、すなわち 2012 年 8 月 12 日までの期間」と定義される。

ロンドン・オリンピック競技大会に参加する競技者はすべて、ロンドン・オリンピック競技大会期間中、IOC が時と場所を問わず事前通告なしで開始するドーピング・コントロールの対象となる。かかるドーピング・コントロールは、禁止表においては競技会（時）であるものとみなされ、したがって、禁止表にいうすべての禁止物質およびすべての禁止方法に関する検査を含むことがある。

IOC は、ロンドン・オリンピック競技大会期間中にドーピング・コントロールを実施する、または実施させる権利を有し、かかるケースのその後の取り扱いに責任を負う。

4.2 ドーピング・コントロールの責任の委任、監督、および監視

4.2.1 IOC はロンドン・オリンピック競技大会組織委員会 (LOCOG) に対し、ドーピング・

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

コントロールの一部、特に検査を実施する責任を委任する。

IOC 医事委員会は、LOCOG、およびその権限のもとでサービスを提供する他のアンチ・ドーピング機関（ADO）が実施するすべてのドーピング・コントロールを監督する責任を有する。

4.2.2 ドーピング・コントロールは、IOC 医事委員会の委員、または IOC からかかる権限を承認された他の有資格者により監視されることがある。

4.2.3 IOC は、自己に代わりドーピング・コントロールを実施することが適当であるとみなす他のアンチ・ドーピング機関を任命する権限を有する。

4.3 ドーピング・コントロール基準

第 4.2.3 項に基づき IOC、LOCOG、および他のアンチ・ドーピング機関が実施するドーピング・コントロールは、当該ドーピング・コントロールの時点で有効な検査に関する国際基準を遵守しなければならない。

検査に関する国際基準に従い IOC の定める拘束力のある規程が多数ある。これらの規程および他の IOC ドーピング・コントロール要件については、本規則の付属文書 2 で概説する。

LOCOG によるロンドン・オリンピック競技大会時のドーピング・コントロール・プログラムの技術面での運用は、「ドーピング・コントロールに関する技術手順書」で扱うものとし、その写しは、本規則に付属文書 3 として添付している。

4.4 ロンドン・オリンピック競技大会ドーピング・コントロールの調整

ロンドン・オリンピック競技大会のために効果的なアンチ・ドーピング・プログラムを実施し、ドーピング・コントロールを不必要に重複させないため、IOC は WADA、国際競技連盟および各 NOC と協力し、ロンドン・オリンピック競技大会期間中のドーピング・コントロールの調整に努める。

IOC はまた WADA の独立オブザーバーに対し、完了したすべての検査結果について情報を報告する。

4.5 競技者居場所要件

4.5.1 IOC がロンドン・オリンピック競技大会期間中の各競技者の居場所を特定できるよう、各 NOC は、これを代表してロンドン・オリンピック競技大会に参加する各競技者が IOC に対し、居場所情報（該当する場合、検査対象者登録リスト中の競技者登録による）、またはロンドン・オリンピック競技大会期間中の居場所に関する情報を確実に提供するように義務付けられている。NOC は、以下のいずれかの手段により（またはそれらの組み合わせにより）、これを行うことができる。

4.5.1.1 国際競技連盟の検査対象者登録リストに記載されたすべての競技者が自己の義務を履行し、ロンドン・オリンピック競技大会期間中の居場所情報を IOC に対し、確実に提供すること。

4.5.1.2 NADO の検査対象者登録リストに記載されたすべての競技者が自己の義務を履行し、ロンドン・オリンピック競技大会期間中の居場所情報を IOC に

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

対し、確実に提供すること。

4.5.1.3 国際競技連盟または国内アンチ・ドーピング機関の検査対象者登録リストに登録されていない競技者については、ロンドン・オリンピック競技大会期間中の部屋割りリスト、トレーニングのスケジュールおよび場所を、IOC が要請する方法により提供すること。

上記第 4.5.1.1 項または第 4.5.1.2 項に基づく居場所情報を、競技者は申告し（必要に応じて更新する）、IOC に対し、ADAMS、または IOC が受け入れ・アクセス可能な同様のシステム (SIMON など) により提供するものとする。

4.5.2 各 NOC は、これを代表してロンドン・オリンピック競技大会に参加する、検査対象者登録リストに登録された競技者が、検査に関する国際基準の第 11.3.5 (a) 項および第 11.4.3 (a) 項に定める方法により通告を受けるようにしなければならない。各 NOC は IOC に対し、当該責任を有する ADO の書面による確認を、ロンドン・オリンピック競技大会期間の開始 30 日前までに提出するものとする。

4.5.3 競技者は、ロンドン・オリンピック競技大会期間中、必要に応じ、居場所情報提出システムにおいて情報を更新し、競技者が属する検査対象者登録リストを扱うアンチ・ドーピング機関の要件に従って、情報がいつでも正確かつ完全であるようにするものとする。

4.5.4 居場所情報提出の最終責任は、検査対象者登録リストに記載された各競技者にある。NOC 側に作為不作為の疑いがあっても、競技者が本規則の居場所情報提出義務を履行しなかった疑いへの抗弁にならないものとする。上記にかかわらず、各 NOC は以下に責任を負う。(a) ロンドン・オリンピック競技大会に NOC を代表して参加し、検査対象者登録リストに登録されている競技者について、上記に定める居場所情報が IOC に提出されるよう努めること。(b) 検査対象者登録リストを扱う関連の ADO が許容する程度まで、かかる各競技者についてロンドン・オリンピック競技大会期間中の居場所情報を監視および管理すること。

4.5.5 検査対象者登録リストに記載された競技者は、特に、検査に関する国際基準第 11.4 項に従ってかかる居場所において検査可能であるものとする。

4.5.6 居場所情報、およびトレーニング・スケジュールおよび部屋割りリストなど本規則に定める他の情報の提出義務を履行しない NOC は、特に本規則第 10 条により、制裁措置の対象となることがある。

4.5.7 提出された居場所情報は、それらを守秘し、ドーピング・コントロールの目的にのみ使用するという厳格な条件のもとで、WADA、およびロンドン・オリンピック競技大会期間中に競技者を検査する権限を有する他のアンチ・ドーピング機関と共有される。

4.5.8 NOC は、ロンドン・オリンピック競技大会期間中に、第 4.5 項および第 6.2.4 項で要求する情報を提出すること、および IOC がそれらを事前に、いかなる場合もロンドン・オリンピック競技大会期間開始の 2 週間前までには入手できるよう提出

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

する責任を負う。NOC もまた、かかる情報が更新され、IOC が更新情報を入手できるようにする責任を負うものとする。

4.6 検査対象競技者の抽出

4.6.1 IOC は、LOCOG および関連国際競技連盟と協議のうえ、ロンドン・オリンピック競技大会期間中に実施する検査数を決定するものとする。

相当数の検査が特定対象検査であり、他の検査は無作為抽出により決定するものとする。

付属文書 3 は、LOCOG による特定対象検査およびドーピング・コントロールに関連する技術的手順について、関連要素を詳しく述べたものである。

4.7 独立オブザーバー

IOC および LOCOG は、ロンドン・オリンピック競技大会に際しドーピング・コントロールに関する外部オブザーバー・プログラムに責任を負い、それを実施する外部オブザーバーに、全面的かつ完全なアクセスを提供する。

第 5 条 検体の分析

検体は、WADA 規程第 6 条および以下の原則により分析するものとする。

5.1 検体の保管および後日の分析

検体は、さらなる分析に備えて、安全な方法で分析機関に、または別途 IOC が指示するとおり保管するものとする。WADA 規程第 17 条により、検体の所有権は 8 年間 IOC に帰属する。検体には関連国際基準（随時行われる改正を含む）が適切に適用されるものと理解されているため、上記期間中、IOC は検体を再分析する権利を有する。その結果発見されたいかなるドーピング防止規則違反も、本規則により処理されるものとする。

この 8 年間の経過し、かつ競技者が検体採取時に書面による同意を与えているという条件で、検体の所有権は研究目的で分析機関に移転するものとする。ただし、競技者を特定できるあらゆる情報をなくし、破棄し、破棄の証拠を IOC に提供するものとする。

第 6 条 オリンピック競技大会で生じたドーピング防止規則違反の疑いに関する懲戒手続き

6.1 一般原則

6.1.1 本規則、特に本第 6 条では、ドーピング防止規則違反を証明し、競技者その他関係者を特定し、オリンピック憲章および WADA 規程で定める処分および制裁措置を適用するための手順を定める。

6.1.2 ロンドン・オリンピック競技大会時に発生したドーピング防止規則違反は、オリンピック憲章規則 59 およびその付属細則、または WADA 規程に定める処分および制

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

裁措置の対象となる。

- 6.1.3** ロンドン・オリンピック競技大会時に発生したドーピング防止規則違反に適用される処分または制裁措置は、オリンピック憲章規則 59 およびその付属細則に従って下される。
- 6.1.4** オリンピック憲章規則 59.2.2.4 に従い、IOC 理事会は、以下第 6.2.5 項により設置される懲戒委員会（「懲戒委員会」）にそのすべての権限を委任する。ただし、以下は例外とする。
- (i) IOC 委員、名誉会長、名誉委員、榮譽委員に対して譴責または資格停止処分を下す権限（オリンピック憲章規則 59.1.1）。
 - (ii) 各 IF について、ロンドン・オリンピック競技大会のプログラムから種別または種目の取り消し処分を下す権限（オリンピック憲章規則 59.1.2 (a)）、および IF または各 IF 連合会の暫定的承認の取り消し処分（オリンピック憲章規則 59.1.2 (b) および 59.1.3 (a)）を下す権限。
 - (iii) 各 NOC について、NOC または NOC 連合会、または他の承認を受けた連合会または組織の資格停止、または暫定的承認の取り消し処分を下す権限（オリンピック憲章規則 59.1.4. (a) および (b)、59.1.5 (a) および 59.1.8 (a)）。
 - (iv) ロンドン・オリンピック競技大会において、個別の競技者、チーム、役員、マネージャー、その他代表団構成員、もしくはレフェリーおよび審判団構成員について、将来のオリンピック競技大会への参加資格永久剥奪、または将来のオリンピック競技大会からの永久追放処分を下す権限（オリンピック憲章規則 59.2.1 および 59.2.2）。

さらに、IOC 会長は、下記第 6.2.5 項により懲戒委員会を設置する場合、その裁量において、事案に関するあらゆる処分および制裁措置が IOC 理事会により科されることを決定できる。この場合、懲戒委員会の権限は、下記第 6.1.5 項および第 6.1.7 項に定めるものとする。

- 6.1.5** ロンドン・オリンピック競技大会において発生するドーピング規則違反に関連したすべての手続きにおいて、いかなる者でもオリンピック憲章規則 59 付属細則第 3 パラグラフにより聴聞を受ける権利は、唯一懲戒委員会において行使されるものとする。聴聞を受ける権利には、嫌疑内容を知らされる権利、および聴聞を受ける権利を行使する者が懲戒委員会に自ら出席するか、書面により弁明を提出するかを選択できる権利を含む。
- 6.1.6** IOC が懲戒委員会にそれに関するあらゆる権限を委任した、ロンドン・オリンピック競技大会で発生したドーピング防止規則違反のあらゆる事案において、懲戒委員会は、処分または制裁措置を決定する。かかる決定は、懲戒委員会から速やかに IOC 会長および IOC 理事会に連絡されるものとし、これが IOC の決定を成すものとする。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

6.1.7 IOC 理事会がそれに関する権限を保持した、ロンドン・オリンピック競技大会で生じるドーピング防止規則違反のあらゆる事案において（上記第 6.1.4 項を参照）、懲戒委員会は IOC 理事会に対し、IOC 理事会が決定すべき処分または制裁措置に関する IOC 理事会への提案を含め、懲戒委員会の権限のもとで実施した手続きについて報告する。かかる事案においては、懲戒委員会の提案は IOC 理事会を拘束せず、IOC 理事会の決定が IOC の決定を成すものとする。

6.2 手続き

6.2.1 違反が疑われる分析報告またはその他明らかなドーピング防止規則違反の特定、IOC 医事委員会委員長への通知

違反が疑われる分析報告（たとえば A 検体について）を特定した分析機関の長、またはその他ドーピング防止規則違反があったことを疑う者は、ただちに IOC 医事委員会委員長またはその指名した者に通知し、安全なファクス、秘密が保たれる手渡し、安全かつ極秘の電子的通知、その他極秘の書面による方法で、違反が疑われる分析報告結果、および実施した分析に関する文書、またはその他明らかなドーピング防止規則違反に係る関連情報を含む詳細な報告を提出するものとする。

6.2.2 ドーピング防止規則違反の妥当性の検証

IOC 医事委員長は、IOC 医事担当理事の支援を得て、ドーピング防止規則違反の疑われる競技者またはその他の者を特定し、実際に違反が疑われる分析報告であるか否か（TUE の有無など）、またはその他のドーピング防止規則違反があったと思われるか否かを検証するものとする。IOC 医事委員長はまた、IOC 医事担当理事の補佐を受け、違反が疑われる分析報告の原因となった検査に関する国際基準または分析機関に関する国際基準からの明らかな乖離の有無を判断するものとする。

6.2.3 IOC 会長への通知

上記第 6.2.2 項に基づく審査により、TUE が適用できること、または違反が疑われる分析報告の原因となった国際基準からの乖離が明らかにならない場合、IOC 医事委員会委員長またはその指名を受けた者は IOC 会長に対し、違反が疑われる分析報告またはその他のドーピング防止規則違反についてただちに通知するものとし、当該事案に関し必須となる詳細事項を会長が入手できるようにするものとする。

6.2.4 居場所情報提出義務違反の事案における結果の管理

6.2.4.1 IOC は、ロンドン・オリンピック競技大会期間に関する競技者の明らかな検査未了を、検査に関する国際基準に従って申告する責任を負うものとする。NOC は、その代表選手団の競技者に関する検査未了の疑いの管理に関し、IOC によるあらゆる必要な情報・文書の取得を支援するものとする。競技者が自己の国際競技連盟または NADO の検査対象者登録リストに記載されている場合、その NOC は、検査に関する国際基準第 11.7.2 項または第 11.7.4 項（該当する場合）に従って必要なかぎり、当該国際競技連盟または NADO（該当する場合）が、IOC にこの責任を委ねることに努めるものとする。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

6.2.4.2 IOC は、検査に関する国際基準第 11.6 項に従って、明らかな検査未了を宣告する。ただし、第 11.6 項に定める期限がロンドン・オリンピック競技大会の性質を考慮して短縮される場合、手順の各段階における競技者に対する期限は、IOC から関連通知を受領後 24 時間とする。

6.2.4.3 各 NOC は、ロンドン・オリンピック競技大会期間の開始前 18 カ月間に、NOC を代表してロンドン・オリンピック競技大会に参加する各競技者に対して宣告された居場所情報未提出または検査未了について、IOC がロンドン・オリンピック競技大会の開始前に通知を受けるようにするものとする。IOC からの要請があれば、NOC は IOC に対し、かかる宣言された居場所情報未提出に関連する完全なファイルを遅滞なく提供するものとする。

6.2.4.4 IOC が、3 回目の居場所情報未提出の日までの（当日を含む）18 カ月間で、競技者に対する検査未了（競技者に対する 3 回目の居場所情報未提出宣言となるもの）を宣告する場合、IOC 医事委員長またはその指名を受けた者は IOC 会長に対し、ただちに WADA 規程第 2.4 項その他の適用されるドーピング防止規則に基づく明らかなドーピング防止規則違反があったこと通知するものとする。会長は、WADA 規程またはその他適用されるドーピング防止規則への違反の疑いに関し懲戒委員会の設置を決定し、懲戒委員会の委員長は、本規則第 6.2.8 項により、WADA 規程、またはそれに準拠して採択された他のドーピング防止規則への違反に関し、その責任を有する ADO の最終決定があるまで競技者に対し、暫定的に資格停止とすることを決定できる。

6.2.5 懲戒委員会の設置

IOC 会長は、懲戒委員会を速やかに設置するものとする。この委員会は、IOC 法務委員長または IOC 会長が指名した同委員会の委員のほか、IOC 理事会または IOC 法務委員会の構成員である他の 2 名から構成されるものとする。懲戒委員会は、IOC 法務部門および IOC 医事科学部門の支援を受けるものとする。

6.2.6 競技者その他の関係者へのドーピング防止規則違反の通告

IOC 会長またはその指名を受けた者は、競技者またはその他関係者、当該競技者またはその他関係する選手団団長、関連の国際競技連盟、および独立オブザーバー・プログラムの代表に対し、速やかに以下を通告するものとする。

- a) 違反が疑われる検査結果、
- b) B 検体の分析を要求できる競技者の権利、かかる要求がない場合、B 検体の分析は放棄されたものとみなされること、
- c) 競技者が B 検体の分析を要求することを選択した場合、または IOC が B 検体の分析を選択した場合、B 検体分析の予定日、時間および場所、
- d) B 検体の分析が要求された場合、競技者または競技者の代理人が B 検体の開封および分析に立ち会う権利、

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

- e) 分析機関に関する国際基準により義務付けられた情報を含む、A 検体および B 検体の分析機関のパッケージの写しを要求できる競技者の権利、
- f) ドーピング防止規則違反、または場合により、(a) から (e) の情報の代わりに、他のドーピング防止規則違反の事実に基づく根拠、および該当する場合、ドーピング防止規則違反の有無について実施される追加調査、
- g) 懲戒委員会の構成。

関連の国内アンチ・ドーピング機関に競技者のことを知らせることは、団長の責任である。

6.2.7 聴聞を受ける権利の行使

上記第 6.2.6 項の通告の中で、IOC 会長またはその指名を受けた者は、競技者その他の者、およびその団長に対し、懲戒委員会の聴聞会に出席するか、書面による弁明を提出するかを選択肢を提供するものとする。競技者その他の者、およびその団長が懲戒委員会の聴聞会への出席を選択する場合、競技者その他の者は、聴聞会において、競技者またはその他の者 1 人当たり最大 3 人まで、選択した者（弁護士、医師など）を付き添い人または代理人とすることができる。関連の国際競技連盟会長またはその代理人、および独立オブザーバー・プログラム代表もまた、聴聞会に出席するよう招致される。競技者その他の者またはその団長が懲戒委員会の聴聞会に出席しないことを選択した場合、書面による弁明を提出ことができ、弁明書は懲戒委員会がそのために定める期限までに、懲戒委員会に届けられるものとする。関係する競技者その他の者、またはその代理人がすでにオリンピック開催都市を離れていた場合、懲戒委員会委員長は、本規則に従って決定が可及的速やかに行われるよう、当該状況において適切とみなす合理的な措置をとるものとする。

6.2.8 暫定的資格停止

懲戒委員会委員長は、懲戒委員会または IOC 理事会（場合による）の決定が下されるまで、関係する競技者その他の者に対し、暫定的資格停止を科すことができる。懲戒委員長はまた、特に本規則第 6.2.4.4 項に記載するとおり、他の関連事案においても、暫定的資格停止を科すことができる。

6.2.9 違反の性質および状況、挙証

懲戒委員会は、ドーピング防止規則違反の可能性の性質および状況を判断するものとする。同委員会は、関係競技者その他の者に対し、関連証拠を立証する機会を与えるものとする。これは不相応な手段の使用（懲戒委員会の判断による）を必要としないものとし、競技者その他の者が検査結果またはドーピング防止規則違反に関して事案の弁明に役立つとみなすもので、関係する競技者その他の者の希望により、委員会において口頭または書面のいずれかで行ってもよいものとする。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

6.2.10 専門家の意見、他の証拠の立証

懲戒委員会は専門家意見を求めることができ、またその申し立てについて他の証拠を取得することもできる。

6.2.11 関連の国際競技連盟の介入

関連の国際競技連盟は、討議への参加を選択した場合、利害関係のある第三者として介入し、証拠を立証することができる。競技者が団体競技の構成員である場合、または団体競技ではないが、賞がチームに授与される場合、国際競技連盟は、IOCの科す制裁措置が関連の国際競技連盟の適用規則に即するよう助力するものとする。

6.2.12 その他の者への手続きの拡大

いかなる時点でも（聴聞の前、間、後を問わず）、取るべき措置が示される状況になった場合、懲戒委員会は、IOCの権限により、明らかなドーピング防止規則違反に寄与したおそれのある他の者（特に競技者の周辺者）に手続きを拡大するよう提案することがある。かかる事態において、懲戒委員会はIOC会長に報告書を提出し、会長はこの点について決定を下す。IOC会長は、かかる他の者について手続きの開始を決定した場合、これが独立した手続きの形態で実施されるのか、継続中の手続きの一部として実施されるのかを判断する。いかなる場合も、本手続き規則および一般条項は、かかる他の者にも準用されるものとする。

6.2.13 競技者その他関係者への決定の通告

IOC会長またはその指名を受けた者は、関係する競技者その他の者、団長、関連の国際競技団体、独立オブザーバー・プログラム代表者、およびWADAに対し、懲戒委員会またはIOC理事会（場合による）の決定の完全な写しをそれぞれに送付することにより、すみやかに通告するものとする。

6.2.14 期限

懲戒手続き全体は、関係する競技者またはその他の者がかかるドーピング防止規則違反を通知されてから24時間を超えずに行うものとする。

ただし、IOC会長は、事案の特殊な状況により、この期限を延長するよう判断することができる。

6.3 一般条項

6.3.1 利害の抵触

いかなる者も、以下の場合、IOC懲戒委員会の構成員になることはできない。(i) 関係する競技者またはその他の者と同一の国籍を有している場合、(ii) 当該競技者、当該競技者またはその他の者が当該事案に何らかの係わりを有する国内オリンピック委員会または国際競技連盟との間で利害の抵触が表明されているか、明らかな場合、または(iii) 何らかの点で、自由な独立した立場でないと思われる場合。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

6.3.2 手続きその他規定に対する違反

上記手続きおよび関連するその他の規定への違反があっても、関連の競技者またはその他の者が当該違反により損害を受けていなければ、責任を問うことはできない。

6.3.3 みなし通告

NOC の要求により認定された競技者またはその他の者への通知は、NOC への通知を送達することにより完了できる。競技者またはその他の者の所属する NOC の団長もしくは会長または事務局長に通知すれば、当該 NOC に通知を送達したものとみなされる。

第7条 個人成績の自動的失効、オリンピック競技大会への参加資格剥奪

7.1 自動的失効

個人スポーツにおいてドーピング・コントロールに関連して本規則に違反した場合、問題の競技における競技者の成績は他のすべての結果とともに自動的に失効する。これには、メダル、得点、賞の剥奪を含む。

7.2 参加資格剥奪

競技者がロンドン・オリンピック競技大会における競技に実際に参加する前にドーピング防止規則違反を犯したことが判明した場合、または競技者がすでにロンドン・オリンピック競技大会において競技に参加していて、同大会でさらに競技に参加予定である場合、懲戒委員会または IOC 理事会（該当する場合）は、競技者がロンドン・オリンピック競技大会においてまだ参加していない当該競技への参加資格剥奪と、それに続き、当該関連の競技者およびその他の者のロンドン・オリンピック競技大会からの追放と認定の取り消しなど、他の制裁措置を科すことができる。

7.3 一時的または永久的な参加資格剥奪

懲戒委員会または IOC 理事会（該当する場合）は当該競技者およびその他の関係者に対し、ロンドン・オリンピック競技大会以降のオリンピックおよびロンドン・オリンピック競技大会の後の冬季競技大会について一時的または永久的な参加資格剥奪を宣告することができる。

第8条 個人に対する制裁措置

8.1 ロンドン・オリンピック競技大会成績の失効

ロンドン・オリンピック競技大会中またはそれに関連して発生したドーピング防止規則違反により、当該競技者がロンドン・オリンピック競技大会で獲得した全成績が失効し、その結果として、第 8.1.1 項に定める場合を除き、すべてのメダル、得点、および賞の剥奪を含む措置が科されることがある。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

8.1.1 競技者が当該違反に関して自己に過誤または過失がないことを立証した場合には、競技会（当該競技者のその競技会の成績が本規則第 7.1 項により自動的に失効されていない場合）における当該競技者の成績は、失効しないものとする。ただし、ドーピング防止規則違反が発生した競技会以外の競技会における当該競技者の成績が、当該競技者のドーピング防止規則違反の影響を受けていると考えられる場合は、このかぎりではない。

8.2 資格停止期間中の立場

参加資格停止を宣告された者は、資格停止期間中、いかなる資格においてもロンドン・オリンピック競技大会に参加できない。

8.3 失効以外のドーピング防止規則違反の結果

ドーピング防止規則違反の結果ならびに IOC の聴聞会と決定後の追加聴聞会の実施については、ロンドン・オリンピック競技大会に関する違反に対する制裁措置を上回るものを含め、関連する国際競技連盟が管理するものとする。

第 9 条 チームに及ぼす結果

9.1 団体競技においてチーム構成員の 2 人以上がロンドン・オリンピック競技大会に関連して、第 6 条に基づきドーピング防止規則違反の疑いがあるという通知を受けた場合、当該チームには、ロンドン・オリンピック競技大会の特定対象検査が実施されるものとする。

団体競技では、チーム構成員の 2 人以上がロンドン・オリンピック競技大会期間中にドーピング防止規則に違反したことが明らかになった場合、関連の国際競技連盟の適用規則に定めるとおり、当該チームに失格その他の懲戒措置が科されることがある。

団体競技ではないが、賞がチームに授与される競技では、1 人以上の構成員がロンドン・オリンピック競技大会期間中にドーピング防止規則に違反した場合、当該チームは失効する、または関連の国際競技連盟の適用規則に定めるとおり、他の懲戒措置が科されることがある。

第 10 条 国内オリンピック委員会および国際競技連盟に対する金銭的その他の制裁措置

10.1 IOC 理事会は、自己が保有するその他の権限に加え、本規則を遵守しない NOC および国際競技連盟への金銭的またはその他の非金銭的支援の一部または全部を保留する権限を有する。

10.2 IOC は、各 NOC または国際競技連盟に対し、ロンドン・オリンピック競技大会、またはロンドン・オリンピック競技大会以降のオリンピック競技大会およびオリンピック冬季競技

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

大会に参加するその役員および競技者の認定および参加資格について、追加的な懲戒措置をとることを選択できる。

第 11 条 上訴

11.1 上訴の対象となる決定

本規則に基づき行われた決定には、下記第 11.2 項から第 11.4 項までに定めるとおり、または WADA 規程に別段の定めのある場合、上訴できる。かかる決定は、上訴審査機関が別途命令する場合を除き、上訴期間中は引続き有効であるものとする。

11.2 ドーピング防止規則違反に関する決定、結果、暫定的資格停止に対する上訴

WADA 規程第 13.2 項に基づき上訴が認められた決定のほか、IOC がドーピング防止規則違反の疑いまたはその結果に権限を有していない決定または結果、および暫定的資格停止を科す決定には、本第 11.2 項の定めによってのみ上訴できる。本規則の他の定めにもかかわらず、暫定的資格停止に対して上訴できるのは、当該暫定的資格停止が科された競技者またはその他の者に限る。

11.2.1 ロンドン・オリンピック競技大会から発生するすべての事案において、決定に対する上訴は、スポーツ仲裁裁判所（「CAS」）に適用される規定に従って同裁判所においてのみ行うことができる。

11.2.2 第 11.2.1 項に基づく事案の場合、以下の当事者のみが CAS に上訴する権利を有するものとする。(a) 上訴する決定の対象である競技者またはその他の者、(b) その規則のもとで制裁措置が科された可能性のある関連する国際競技連盟およびその他アンチ・ドーピング機関、および (c) WADA。

11.3 治療目的使用に係わる除外措置を承認または却下する決定に対する上訴

TUE の承認または却下を撤回する WADA の決定に対し、競技者、IOC、またはアンチ・ドーピング機関または当該 TUE を承認または却下した NOC が指定した団体のみが CAS に上訴することができる。TUE を却下した決定で、それを WADA が覆さなかった場合には、競技者が CAS に対し上訴することができる。

11.4 第 10 条による決定に対する上訴

第 10 条による IOC の決定には、NOC または国際競技連盟のみが CAS に上訴することができる。

11.5 上訴の時期

CAS に対して上訴できる期間は、上訴する当事者が決定を受け取った日から 21 日以内とする。

第 12 条 馬のドーピング・コントロール

馬ドーピング防止および規制薬物規程

- 12.1** 馬に関するドーピング防止規則違反、結果の管理、公正な聴聞、ドーピング防止規則違反の結果、および上訴の決定において、国際乗馬連盟（FEI）は、以下の規則を制定、実施するものとする。(i) WADA 規程の第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、および第 17 条と一般に整合性があるもの、(ii) 禁止物質、適切な検査手順、および検体分析を行う認定分析機関のリストを含むもの。
- 12.2** IOC がすべての競技者およびすべての者に現行規則を適用するにもかかわらず、FEI は、馬に関して制定された規則、特にその「FEI 馬ドーピング防止および規制薬物規程」（「FEI EADCMR」）を実施、適用するものとする。FEI は IOC に対し、FEI EADCMR を適用した決定を速やかに提供するものとする。以下に関して聴聞を受ける機会を有する権利は、FEI の権限ある機関で行使されるものとする。(i) FEI EADCMR を適用する FEI の手続き、および(ii) FEI EADCMR を適用する FEI の決定から派生するさらなる結果または IOC からの制裁措置の可能性。

第 13 条 ドーピング防止規則の適用法、改正、および解釈

- 13.1** 本規則は、オリンピック憲章およびスイス法に準拠する。
- 13.2** 本規則は、IOC 理事会により、随時改正されることがある。
- 13.3** 本規則の各部および各条項に使用されている見出しは便宜上のものであって、本規則の実体規定の一部とはみなされず、また、当該見出しが示す規定の文言に影響するものであるともみなされないものとする。
- 13.4** 序説および付属文書は、本規則の不可分の一部であるとみなされるものとする。
- 13.5** 本規則は、WADA 規程の適用条項により採択されたものであり、WADA 規程の適用条項と整合性をもって解釈されるものとする。WADA 規程の各条項に付されている説明は、本規則の理解と解釈に役立つ場合もある。

第 14 条 言語

本規則では、英語版が優先する。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

付属文書 1 定義

以下に別途記載する場合を除き、WADA 規程および国際基準の定義は、本規則においてイタリック体で記載された大文字で始まる用語に適用され準用される。

競技者：ロンドン・オリンピック競技大会に参加する、または参加する可能性のある者。

競技会：1回のレース、対戦競技、団体競技、または単独の競技。

馬：FEI EADCMR で定義する馬を意味する。

競技会（時）期間：ロンドン・オリンピック競技大会期間

国際競技連盟または IF：IOC から承認されている国際的な非政府団体で、国際レベルの1つまたは複数の競技を統括し、当該競技を国内レベルで統括する団体を傘下におくもの。

分析機関に関する国際基準：分析機関の分析に関し、WADA 規程を援用して WADA が採択した基準。

検査に関する国際基準：検査プロセスに関し、WADA 規程を援用して WADA が採択した基準。

IOC：国際オリンピック委員会

ロンドン・オリンピック競技大会：第30回オリンピック競技大会（ロンドン／2012）

ロンドン・オリンピック競技大会期間：ロンドン・オリンピック競技大会オリンピック選手村の開村日、すなわち2012年7月16日に開始し、ロンドン・オリンピック競技大会閉会式当日、すなわち2012年8月12日までの期間。

保有：（WADA 規程で定める定義に追加して）：疑義を避けるために、ある者が禁止方法を実行するために必要な物の一部またはすべてを実際に物理的に所持しているか、または推定所有している場合、禁止方法を所持しているとされることがある。

規則：ロンドン・オリンピック競技大会に適用される国際オリンピック委員会ドーピング防止規則

LOCOG：ロンドン・オリンピック競技大会組織委員会

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

付属文書 2 検査に関する国際基準に係わる規準（規則第 4.3 項）

本付属文書に記載された（イタリック体の）大文字で始まる用語の意味は、検査に関する国際基準または本規則付属文書 1 において定義されている。

検査に関する国際基準には、検査配分計画、競技者への通告、検体採取の準備および実施、検体の安全性の確保／検査後の管理および搬送を含む。

IOC は、LOCOG またはそれに代わり検査を行うアンチ・ドーピング機関が国際基準に準拠してドーピング・コントロールを立案し実施するよう要求する。

アンチ・ドーピング機関（ADO）としての IOC は、多くの基準について規範を策定しなければならない。以下の表は、IOC の要件を概説したものである。各項目は、検査に関する国際基準を参照している。

Ref.	項目	規準
5.3.4	ADO は検体を提供するよう抽出された競技者の本人確認を行うための基準を策定するものとする。	IOC は、競技者にそのオリンピック ID・資格認定カードを提示するよう要求する。 競技者がオリンピック ID・資格認定カードを所持しない場合、写真付きの公的身分証明書を要求する。
5.3.6 5.3.5	検体採取について、ADO は、検体採取に抽出されたことを競技者に通告するために合理的な試みが行われるよう、基準を策定するものとする。	各 NOC は、正確な競技者居場所情報を IOC に提供しなければならない。この情報は抽出された競技者の居場所を特定し、通告するために使用される。 ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）は、LOCOG が管理するこの情報およびトレーニング・スケジュールの提供を受け、競技者の居場所の合理的な特定および通告を試みる。 IOC/LOCOG は、本規則に基づきドーピング違反が発生したと判断される前に、競技者居場所情報を使用して競技者に通告するよう試みる。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

Ref.	項目	規準
6.2 b) 6.3.3	ADO 検体採取要員 (および競技者) のほかに、検体採取セッション中、立ち会いを認められる者の基準を確立するものとする。	<p>競技者と検体採取要員のほか、以下の者は、検体採取セッション中、立ち会うことができる (条件については、検査に関する国際基準を参照のこと)。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 競技者の代理人 • 通訳 • IOC 代理人 • 国際競技連盟代理人 • WADA 独立オブザーバー • LOCOG 管理チーム
6.2 c) 6.3.2	<p>ADO は、ドーピング・コントロール・ステーションが 6.3.2 に記載する最低基準を満たすことを確保する。</p> <p>DCO は、少なくとも競技者のプライバシーを確保し、検体採取セッション中、ドーピング・コントロール・ステーションとしてのみ使用されるドーピング・コントロール・ステーションを使用するものとする。</p>	<p>別途合意される場合を除き、IOC は LOCOG に対し、ロンドン・オリンピック競技大会競技会場ドーピング・コントロール・ステーションのために少なくとも以下を提供するよう義務付ける。</p> <p>ドーピング・コントロール・ステーションは、待合室、1 つ以上の検体作成室、および 1 つ以上のトイレから成るものとする。すべてのスペースは、ひとつの、周囲を囲まれた施錠可能なステーションに収まるものとする。</p> <p>「待合室」には、入口にチェックイン・デスク、封印された飲料用の冷蔵庫または他の形態の冷蔵設備、ステーションに最大人数が入ったときにも十分な数の椅子、およびテレビがあるものとする。</p> <p>「検体作成室」(ピーク時の競技者の数により必要な数) には、それぞれテーブル 1 卓、椅子 5 脚、施錠可能な冷蔵庫、および汚物入れを準備するものとする。</p> <p>トイレは、2 人に十分な広さとし、立会人が尿検体の排出を直接監視できるものでなければならない。</p>
7.4.5	ドーピング・コントロール書類に関する最低限の情報について	競技者の自宅住所および電話番号は、認定プロセスですでに LOCOG が保有しているため、これらの記録は、IOC の要求事項ではないことに注意。
8.3.1	ADO は、封印された検体がドーピング・コントロール・ステーションから搬出される前に、その完全性、同一性、安全性を確保できる方法で保管されるよう、規準を決定するものとする。	別途合意された場合を除き、IOC はロンドン・オリンピック競技大会競技会場で採取された検体が、ドーピング・コントロール・ステーションから搬出される前に、施錠可能な冷蔵庫で安全に保管されるよう要求する。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

Ref.	項目	規準
付属書類 G G.3	<p><u>分析に適する比重要件を満たさない検体</u></p> <p>ADO は、適切な検体が採取されるよう手順の策定に責任を負う。最初に採取された検体が分析に適する比重要件を満たさない場合、DCO は、適切な検体が得られるまで追加検体を採取する責任を負う。</p>	<p>IOC は通常、最初に採取された検体が分析機関の要件を満たさない場合、競技者から追加検体を 1 回採取しなければならない。</p> <p>ロンドン・オリンピック競技大会ドーピング・コントロール・プログラムのために追加分析機関を使用しなければならない場合、それらは同一の合意されたガイドラインを使用しなければならない。</p>
付属書類 H	<p><u>検体採取要員の要件</u></p> <p>ADO は、DCO、シャペロン、および血液採取係員について必要な能力と資格要件を決定するものとする。ADO は、すべての検体採取要員のためにそれぞれの責任を説明した職務概要書を作成するものとする。</p>	<p>LOCOG が開催国の既存のアンチ・ドーピング要員を使用すること、および大会アンチ・ドーピング・プログラムに必要な追加要員の採用・トレーニング計画には、IOC の承認を必要とする。</p>

手順および一般条項に対する違反

本付属文書に記載されている手順および一般条項に違反があっても、関係する競技者またはその他の者がかかる違反により損害を受けていなければ、訴えることはできない。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

附属文書3 第30回オリンピック競技大会(ロンドン/2012) LOCOG ドーピング・
コントロール技術手順書

目次

1. 序論.....	2
2. 定義.....	3
3. 競技者への通告.....	3
4. 検体採取セッションの準備.....	7
5. 検体採取セッションの実施.....	8
6. 安全性の確保/検査後の管理.....	10
7. 検体と文書の搬送.....	11
8. 検体の所有権.....	12
附属書類 A : 不遵守の可能性の調査.....	13
附属書類 B : 障害のある競技者に関する修正.....	15
附属書類 C : 未成年の競技者に関する修正.....	17
附属書類 D : 尿検体の採取.....	19
附属書類 E : 血液検体の採取.....	22
附属文書 F : 尿検体一採取量不足.....	24
附属書類 G : 分析に適する比重の要件を満たさない尿検体.....	25
附属書類 H : 検体採取要員の要件.....	27

1. 序論

- 1.0 国際オリンピック委員会（IOC）の第30回オリンピック競技大会（ロンドン／2012）アンチ・ドーピング・プログラムは、世界ドーピング防止規程および世界アンチ・ドーピング・プログラムの一環を成す強制力ある国際基準に沿ったものである。
- 1.1 IOCはロンドン・オリンピックおよびパラリンピック競技大会組織委員会（LOCOG）に対し、IOCの権限のもとで、世界アンチ・ドーピング機構の強制力ある検査に関する国際基準（IST）の以下のセクションを実施することを委任する。
- 競技者への通告
 - 検体採取セッションの準備
 - 検体採取セッションの実施
 - 安全性の確保／検査後の管理
 - 検体および文書の搬送
 - 検体の所有権
 - 付属書類 A：不遵守の可能性の調査
 - 付属書類 B：障害のある競技者に対する修正
 - 付属書類 C：未成年者である競技者に対する修正
 - 付属書類 D：尿検体の採取
 - 付属書類 E：血液検体の採取
 - 付属書類 F：尿検体－採取量不足
 - 付属書類 G：分析に適する比重の要件を満たさない尿検体
 - 付属書類 H：検体採取要員の要件
- 1.2 本ドーピング・コントロール技術手順書は、WADA ISTの上述部分をLOCOGが実施する手順を概説したものである。
- 1.3 本ドーピング・コントロール技術手順書では、ISTの第4項「立案」および第11項「競技者の居場所に関する要件」を扱わない。これらの要件は、IOC側が全責任を負う。
- 1.4 LOCOGは、本ドーピング・コントロール技術手順書に従って、IOCに代わりLOCOGのオリンピック会場においてのみ、ドーピング・コントロールを実施するものとする。
- 1.5 本ドーピング・コントロール技術手順書の実施にあたり、LOCOGはWADA競技者のプライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準を遵守する。
- 1.6 IOCアンチ・ドーピング・プログラムの一環として、本ドーピング・コントロール技術手順書の目的は、効果的な検査を計画し、競技者が検査を通告された時点から検体が分析を行う分析機関に搬送される時点まで、採取された検体の完全性および同一性を維持することである。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

- 1.7 本付属文書は、フランス語でも入手可能である。英語版とフランス語版の間に矛盾がある場合は、英語版が優先するものとする。

2. 定義

2. IOC ドーピング防止規則で定義されている場合を除き、付属文書 3 を通じてイタリック体で記載された大文字で始まる用語には、WADA 規程および国際基準の定義を適用し準用する。

3. 競技者への通告

目的

3. 競技者の居場所を特定するための合理的な試みが行われ、抽出された競技者に通告し、競技者の権利が保障され、提供される検体が不正に操作される機会をなくし、通告が文書により記録されることを確実にすることである。

概要

- 3.1 競技者への通告は、LOCOG が抽出された競技者への通告を開始した時点から始まり、競技者がドーピング・コントロール・ステーションに到着する、または競技者の不遵守の可能性が IOC に持ち込まれた時点で終了する。
- 3.2 主な活動は、以下のとおりである。
- ドーピング・コントロール・ステーション・マネジャー (DCSM)、ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO)、シャペロンおよびその他検体採取要員を任命すること。
 - 競技者の居場所を特定し、本人確認を行うこと。
 - 競技者に対し、検体提供者に抽出されたこと、およびその権利と責任を通知すること。
 - 事前通告無しの検体採取において、通告の時点から指定ドーピング・コントロール・ステーションに到着するまで、競技者に継続して付き添うこと。
 - 通告の文書化または通告の試み。

競技者への通告以前の要件

- 3.3 事前通告なしとは、可能なかぎり競技者の居場所にかかわらず検体を採取するための通告方法である。
- 3.4 検体採取セッションを実施または支援するために、LOCOG は、指定された責任について養成され、検体採取の結果に対する利害関係がなく、かつ、未成年者でない検体採取要員を任命し、権限を与えるものとする。
- DCO/シャペロンは、LOCOG が提供し、管理する公的身分証明書を所持するものとする。最低限の身元確認要件は、LOCOG および IOC の名前が入った公的カードである。
 - LOCOG は、検体を提供するよう抽出された競技者の本人確認のための基準を策定した。これにより、抽出された競技者が通告を受ける競技者であることが確実になる。本人確

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

認は、通常競技者の大会時の認定を通じ、またはそれに代わる信頼できる写真確認を通じて行う。競技者の本人確認方法は、ドーピング・コントロール書類に文書化するものとする。

- 3.7** LOCOG または DCSM/DCO/シャペロン（該当する場合）は、論点となる競技/競技会/トレーニング・セッションの状態および状況を尊重し、考慮のうえ、抽出された競技者の居場所を特定し、通告の方法および時期を計画するものとする。
- 3.8** LOCOG は、検体採取対象として抽出されたことを競技者に通告するために、合理的な試みがなされるようにするものとする。LOCOG は、競技者への通告の試みおよびその結果を詳細に記録するものとする。競技者居場所情報を用いる競技者の居場所特定では、LOCOG は、その DCSM/DCO が IST の第 11.4.3 b) 項および c) 項の要件に従うようにする。
- 3.9** 手順書第 3.10 項により第三者への事前連絡が必要な場合を除き、検体採取対象として抽出されたことは、競技者に最初に通告するものとする。
- 3.10** LOCOG または DCSM/DCO/シャペロン（該当する場合）は、競技者への通告前に第三者へ通告が必要か否かにつき検討するものとする。これには、付属書類 C「未成年の競技者に関する修正」に定めるように競技者が未成年者である場合、付属書類 B「障害のある競技者に関する修正」に定めるように競技者の障害により必要とされる場合、または通告のために通訳が必要で利用可能である場合を含む。
- 3.11** LOCOG または DCSM/DCO は、検体採取を事前通告無しから事前通告有りに変更することができる。かかる変更の発生は記録するものとする。
- 3.12** 事前通知付きの検体採取の通告は、競技者が通知の受け取りを示すいずれかの方法によるものとする。

競技者への通告の要件

- 3.13** LOCOG または DCO/シャペロン（該当する場合）は、競技者に初めて連絡をとる場合、競技者または必要に応じ第三者に、以下の事項が必ず通知されるようにするものとする。
- a) 競技者には、検体採取を受ける必要があること。
 - b) 検体採取は、IOC の権限に基づき実施されること。
 - c) 検体採取の種類、および検体採取前に遵守しなければならない条件
 - d) 以下を含む競技者の権利
 - (i) 代理人および可能であれば通訳をつける権利
 - (ii) 検体採取プロセスについて追加情報を求める権利
 - (iii) 正当な理由がある場合、ドーピング・コントロール・ステーションに遅れて出頭することを求める権利
 - (iv) 付属書類 B「障害のある競技者に関する修正」に定める変更を求める権利
 - e) 以下の要件を含む競技者の責任
 - (i) DCO/シャペロンによる本人へ最初の通告から、検体採取手続きが完了するまで常

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

時 DCO/シャペロンの目の届く範囲に留まること。

- (ii) 本人確認を行うこと。
- (iii) 検体採取手続きに従い、不遵守によりもたらされうる結果を認めること。
- (iv) 正当な理由による遅延を除き、ドーピング・コントロール・ステーションに速やかに出頭し、検査を受けること。
- f) ドーピング・コントロール・ステーションの場所
- g) 競技者が検体の提出前に飲食物を摂取することを選択する場合には、自己責任にて摂取すること。
- h) 競技者は、分析に適する比重のある検体を提出する必要があることを念頭におき、過剰な水分摂取を回避すること。
- i) 競技者が検体採取要員に提供した検体は、通告後、競技者が最初に排出した尿であること、すなわち、競技者は、検体を検体採取要員に提供する前にシャワー中その他において排尿してはいけないこと。

3.14 本人と連絡がとれた場合、DCO/シャペロンは、以下を行うものとする。

- a) LOCOG 公式身分証明書を示し、競技者に自己の身分を証明すること
- b) 競技者の検体採取セッション完了まで当該競技者を常時監視下におくこと
- c) 競技者の本人確認を行うこと。競技者の本人確認ができない場合は、文書化すること。かかる場合、検体採取セッションの実施に責任を負う DCO は、付属書類 A 「不遵守の可能性の調査」に従って、状況を報告することの適否を判断するものとする。

3.15 DCO/シャペロンは、通告を受けた旨を認めるドーピング・コントロール文書に競技者の署名を受けるものとする。競技者が通告を受けたことを拒否する場合、または通告を回避する場合、DCO/シャペロンは競技者に対し、可能であれば不遵守の場合の結果を通知し、シャペロン (DCO でない場合) は、関連事実をただちに DCSM/DCO に通知するものとする。可能であれば、DCO は検体採取を続行するものとする。DCSM/DCO は、事実関係を文書化し、状況を LOCOG および IOC に可及的速やかに報告するものとする。IOC は、付属書類 A 「不遵守の可能性の調査」に定める手順に従うものとする。

3.16 DCSM/DCO/シャペロンは、競技者が通告を認め受諾した後にドーピング・コントロール・ステーションへの出頭が遅延すること、または到着後にドーピング・コントロール・ステーションから一時的に退出することの許可を、正当な第三者からの要求、または競技者からの正当な要求により求められた場合、自己の裁量によりこれを検討し、競技者が遅延の間、直接の監視下におくことができる場合、および要求が以下のいずれかの活動に関連するものである場合には、許可を与えることができる。

競技直後に実施される検査の場合、

- a) 表彰式への出席
- b) メディア対応

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

- c) さらなる競技への参加
 - d) ウォームダウン
 - e) 必要な医療処置を受けること
 - f) 代理人または通訳を探しに行くこと
 - g) 写真付き身分証明書を取りに行くこと
 - h) その他正当化できる合理的な状況（文書化すること）
- 競技直後に実施されるのではない検査の場合、
- a) 代理人または通訳を探しに行くこと
 - b) トレーニング・セッションを終了させること
 - c) 必要な医療処置を受けること
 - d) 写真付き身分証明書を取りに行くこと
 - e) その他正当化できる合理的な状況（文書化すること）
- 3.17** DCO またはその他検体採取要員は、ドーピング・コントロール・ステーションへの出頭が遅延した理由、またはドーピング・コントロール・ステーションにいったん到着後に退出する理由について、IOC によるさらなる調査が必要になる可能性のあるものを文書化する。競技者が継続して監視下になかった場合についても、記録するものとする。
- 3.18** DCSM/DCO/シャペロンは、競技者を継続的な監視下におくことが不可能な場合、競技者からの出頭遅延したい旨の要求を却下するものとする。
- 3.19** 事前通告を受けていた競技者が指定時刻にドーピング・コントロール・ステーションに出頭しない場合、DCO はその判断により、競技者への連絡を試みるか否かを決定するものとする。少なくとも、DCO は、指定した時刻から 30 分経過するまではその場で待機するものとする。競技者が DCO の出発時までに出頭しない場合、DCO は付属書類 A「不遵守の可能性の調査」に定める要件に従うものとする。
- 3.20** 競技者が手順 3.16 によるもの以外の理由で遅延したが、DCSM/DCO が発つまでにドーピング・コントロール・ステーションに出頭した場合、DCSM/DCO は、不遵守の可能性を報告するか否かを判断するものとする。可能であれば、DCO は検体採取を行い、競技者がドーピング・コントロール・ステーションに出頭するのに遅延した理由の詳細を文書化するものとする。
- 3.21** 競技者を監視下においている間に検体採取要員が検査に支障をきたす可能性のある事象に気づいた場合、DCSM/DCO は状況を報告し、文書化するものとする。DCSM/DCO は、適切であるとみなせば、付属書類 A「不遵守の可能性の調査」に定める要件に従うこと、または競技者から追加検体を採取することの適否を判断するものとする。

4. 検体採取セッションの準備

目的

4. 検体採取セッションが効率的かつ効果的に実施できるよう準備することである。

概要

- 4.1 検体採取セッションの準備は、セッションを効果的に行うための関連情報収集システム確立に始まり、検体採取器具が所定の基準を満たしていることの確認で終わる。
- 4.2 主な活動は、以下のとおりである。
- 検体採取セッションに関する詳細収集のためのシステムを確立する。
 - 検体採取セッションに立ち会うことのできる者の基準を確立する。
 - ドーピング・コントロール・ステーションが手順書 4.4 に定める最低基準を満たしていることを確認する。
 - LOCOG が使用する検体採取機器が手順書 4.7 に定める最低基準を満たしていることを確認する。

検体採取セッション準備の要件

- 4.3 LOCOG は、付属書類 B「障害のある競技者に関する修正」に定める障害のある競技者のニーズを満たすための特別要件、および付属書類 C「未成年の競技者に関する修正」に定める未成年の競技者のニーズを満たすための特別要件を含め、検体採取セッションが有効かつ効率的に行われるよう、必要なあらゆる情報を収集する。
- 4.4 DCO は、少なくとも、競技者のプライバシーを確保し、検体採取セッション中、ドーピング・コントロール・ステーションとしてのみ使用可能なドーピング・コントロール・ステーションを使用するものとする。DCO は、これらの基準から重大な逸脱があった場合には、すべて記録するものとする。
- 4.5 ドーピング・コントロール・ステーションは、すべての競技会場、選手村、および「フットボール・ホテル」に設置する。DCSM は、会場およびドーピング・コントロール・ステーション内でのドーピング・コントロール業務ならびにドーピング・コントロール要員の管理に責任を負う。
- 4.6 本手順書では、検体採取要員および LOCOG アンチ・ドーピング業務のメンバーに加え、検体採取セッションに立ち会うことのできる者の最低基準を定める。
- 尿検体排出時を除く検体採取セッションに代理人または通訳を同席させることについての競技者の権利
 - 未成年の競技者の権利および未成年の競技者が尿検体排出時に立ち会う DCO を代理人に監視させる DCO の権利。ただし、この代理人は、未成年の競技者が要求しないかぎり、検体の排出を直接監視することはしない。
 - 付属文書 B：障害のある競技者に関する修正に定めるとおり、代理人を同席させることについての競技者の権利

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

- d) IOC 医事委員会の代理人。ただし、IOC 医事委員会の代理人は、尿検体の排出の直接監視はしない。
 - e) 関連の国際競技連盟の代理人。ただし、国際競技連盟の代理人は、尿検体の排出の直接監視はしない。
 - f) 該当する場合、独立オブザーバー・プログラムに基づく WADA 独立オブザーバー。WADA 独立オブザーバーは、尿検体の排出の直接監視はしないものとする。
- 4.7** DCO は、LOCOG 公認の検体採取機器のみを使用するものとし、それらの最低要件は、以下のとおりである。
- a) すべてのボトル、容器、採血管、またはその他、競技者の検体を封印するために使用するアイテムに、固有の番号システムを採用していること。
 - b) 不当な改変が行われていないことを証明する封印システムを採用していること。
 - c) 競技者の身元が器具自体からは識別できないこと。
 - d) 競技者が使用する前は清浄で、封印されていること。
- 4.8** LOCOG は、ベルリンガー（Berlinger）社の検体採取器具を使用する。
- 4.9** 写真撮影、ビデオ録画、テープ録音をドーピング・コントロール・ステーション内で行えるのは、DCSM の許可を得たうえで、ドーピング・コントロール・ステーションの運用時間外に限る。いったんドーピング・コントロール・ステーションが運用されると、写真撮影、ビデオ録画、テープ録音を行うことはできない。携帯電話は、電話として使用できるが、カメラとしての使用は認められない。しかし、検体の作業中は、すべての携帯電話の電源を切っておかなければならない。

5. 検体採取セッションの実施

目的

- 5.** 検体の完全性、安全性および同一性を確保し、競技者のプライバシーを尊重する方法で検体採取セッションを実施することである。

概要

- 5.1** 検体採取セッションは、検体採取セッションの実施全体に関する責任を明らかにすることから始まり、検体採取の文書化が完了した時点で終了する。
- 5.2** 主な活動は、以下のとおりである。
- a) 検体採取の準備を行うこと。
 - b) 検体を採取し、安全性を確保すること。
 - c) 検体採取の文書化を行うこと。

検体採取以前の要件

- 5.3** LOCOG および DCSM は、検体採取セッションの実施全体に対して責任を負い、個別具体

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

的な責任を DCO に委ねる。

- 5.4** DCO は、手順書 3.13 に定めるとおり、競技者がその権利および責任を確実に通知されるようにする。
- 5.5** DCO は競技者に対し、水分補給の機会を与える。ただし、競技者は、分析に適する比重をもつ検体を提出するという要件を考慮し、過度な水分補給を避けなければならない。
- 5.6** 競技者は、DCSM の承認を得て、DCO/シャペロンによる継続的な監視下でのみ、ドーピング・コントロール・ステーションを退出することができる。DCSM は、手順書 3.16 および 手順書 3.17 に定めるとおり、競技者が検体を提出できるようになる前にドーピング・コントロール・ステーションからの一時退出を希望する場合、合理的な要求を考慮するものとする。
- 5.7** DCSM が競技者にドーピング・コントロール・ステーションからの一時退出を承認する場合、DCSM は競技者と、以下の退出条件についての合意を確認するものとする。
- ドーピング・コントロール・ステーションからの競技者の一時退出の目的
 - 帰室時刻（または同意された活動が終了次第）
 - 競技者は、継続して監視下に留まること。
 - 競技者が、ドーピング・コントロール・ステーションに戻るまでに排尿しないこと。
- 5.8** DCSM/DCO/検体採取要員は、この合意された情報および競技者の一時退出時刻とその後の帰室時刻を文書化するものとする。

検体採取の要件

- 5.9** DCO は、特定の種類の検体を採取するため、以下の手順に従って、競技者から検体を採取する。
- 付属書類 D「尿検体の採取」
 - 付属書類 E「血液検体の採取」
- 5.10** DCO は、検体採取を損なうおそれのある競技者または競技者への付添人による行動、または異常事態を記録するものとする。場合により、LOCOG または DCSM/DCO は、付属書類 A「不遵守の可能性の調査」を適用するものとする。
- 5.11** 検体の出所または信憑性に疑念がある場合、競技者は追加検体の提出を求められるものとする。競技者が追加検体の提出を拒否した場合、DCO は拒否の状況を詳細に文書化し、LOCOG は 付属書類 A「不遵守の可能性の調査」を適用するものとする。
- 5.12** 検体採取セッションの実施方法について競技者が疑念をもっている場合、DCO は、競技者にそれを文書化する機会を提供するものとする。
- 5.13** 検体採取セッションを行う場合、少なくとも以下の情報を記録するものとする。
- 通告の日時、種類（事前通告無し、事前通告、競技会の前または後）
 - ドーピング・コントロール・ステーションへの到着時刻
 - 検体提出日時
 - 競技者の氏名
 - 競技者の生年月日
 - 競技者の性別

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

- g) LOCOG データベースとリンクされている場合は、競技者の住所および電話番号がわかる認定番号
- h) 競技者の競技および種別
- i) 競技者のコーチおよび医師の氏名
- j) 検体のコード番号
- k) 尿検体提出に立ち会った DCO の氏名および署名
- l) 該当する場合、血液検体を採取した血液採取係員の氏名および署名
- m) 検体に関する分析機関の必要な情報
- n) 競技者の申告による、分析機関の指定する期間中に摂取した医薬品およびサプリメント、および該当する場合、最近の輸血の詳細
- o) 手順における変則的事項
- p) 検体採取セッションの実施に関し、競技者の意見または懸念があれば、これらの表明
- q) ADAMS を通じて検査データの処理することへの競技者の同意
- r) 検体を研究目的に使用することへの競技者の同意、または同意の拒否
- s) 競技者の氏名および署名
- t) 該当する場合、競技者の代理人の氏名および署名
- u) DCO の氏名および署名
- v) 検査機関の名称
- w) 検体採取機関の名称

5.14 検体採取セッションの終わりに、競技者および DCO は、所定の文書に署名することで、競技者の懸念の記録を含め、文書が競技者の検体採取セッションに関する詳細を正確に十分反映していることを表明する。競技者が未成年である場合、未成年者の代理人（もしあれば）、および競技者の両方が文書に署名するものとする。競技者の検体採取セッション中に公式の役割を果たした他の出席者らも、手続きの立会人として文書に署名することができる。

5.15 DCO は競技者に対し、競技者が署名した検体採取セッションの記録の写しを渡すものとする。

6. 安全性の確保／検査後の管理

目的

6. ドーピング・コントロール・ステーションで採取されたすべての検体、および検体採取文書が、ドーピング・コントロール・ステーションから搬出されるまで安全に保管されるようにする。

概要

6.1 検査後の管理は、競技者が検体提出後にドーピング・コントロール・ステーションを退出するときに始まり、採取された検体および関連文書の輸送準備がすべて整った時点で終了する。

安全性の確保／検査後の管理の要件

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

- 6.2** LOCOG は、検体がドーピング・コントロール・ステーションから搬出されるまでその完全性、同一性、および安全性が確保される方法で確実に保管されるよう、基準を確立した。DCSM/DCO は、検体がこの基準に従って保管されるようにする。この基準により、検体は、搬出されるまでドーピング・コントロール・ステーション内の施錠可能な冷蔵庫で確実に保管される。
- 6.3** 採取されたすべての検体は、例外なく、WADA 公認分析機関または WADA が別途承認する機関に送られて分析されるものとする。
- 6.4** DCSM/DCO は、各検体の文書が完成した状態で確実に取り扱われるようにするものとする。
- 6.5** LOCOG は、必要に応じ、実施すべき分析の種類に関する指示を WADA 公認分析機関に提供するものとする。

7. 検体と文書の搬送

目的

- 7.** 検体および関連文書が、必要な分析を行うために適切な状態で WADA 公認分析機関に到着することである。
- 7.1** 検体採取セッションの文書が DCSM/DCO により IOC に安全かつ適時に送られ、WADA 独立オブザーバー・チームが写しを入手できることである。

概要

- 7.2** 搬送は、検体および関連文書がドーピング・コントロール・ステーションを出発した時点から始まり、目的地において検体および検体採取文書の受領が確認された時点で終了する。
- 7.3** 主な活動は、検体および関連文書が WADA 公認分析機関まで安全に搬送されるように、また、検体採取文書が IOC に安全に搬送されるよう手配することである。

検体および文書の搬送および保管に関する要件

- 7.4** LOCOG は、検体および文書がその完全性、同一性、および安全性が確保される方法での搬送システムを承認した。
- 7.5** 検体は、検体採取セッション完了後可及的速やかに、必ず LOCOG 公認の搬送方法を使用して WADA 公認分析機関に搬送するものとする。検体は、遅延や温度の激変など、検体を劣化させる要因を最小限に抑える方法で搬送するものとする。
- 7.6** 競技者の本人確認書類は、WADA 公認分析機関または WADA 公認のその他の機関に送られる検体または文書には含めないものとする。
- 7.7** a) LOCOG は、検体採取セッション関連文書をすべて、検体採取セッション完了後可及的速やかに、LOCOG 公認の搬送方法を使用して IOC に送るものとする。
b) DCSM/DCO は、必要に応じ、通関手続きに必要な文書をすべて完成するものとする。
- 7.8** a) 検体および同送の関連文書の受領が目的地で確認されない場合、または検体の完全性または同一性が搬送中に損なわれたおそれがある場合、LOCOG は受渡し記録の管理を確

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

認するものとする。この場合、LOCOGはIOCに通知し、IOCは検体を無効にすべきか否かを判断するものとする。

b) 税関、国境警備当局またはLOCOGのセキュリティスタッフが搬送用バッグを開けた場合、そのこと自体が分析結果を無効にするものではない。

7.9 検体採取セッションまたはドーピング防止規則違反に関する文書は、IOCが最低8年間保管するものとする。

8. 検体の所有権

8. 競技者から採取した検体の所有権は、IOCにある。

付属書類 A：不遵守の可能性の調査

目的

- A.1** 検体採取セッション前、セッション中、またはセッション後に発生し、不遵守の判断に至るおそれのある事項をすべて評価し、対応をとり、文書化すること。

適用範囲

- A.2** 不遵守の可能性の調査は、IOC、LOCOG または DCSM/DCO が不遵守の可能性に気付いた時点から始まり、IOC が、不遵守の可能性の調査結果に基づき適切な対処を行った時点で終了する。

責任

- A.3** IOC は、以下を確保する責任を有する。
- a) 競技者の検査を損なうおそれのあるあらゆる事項を、IOC ドーピング防止規則による初回審査により評価することにより、不遵守の可能性があったか否かを判断する。
 - b) 直接の周辺者からの情報がある場合、この情報を含むあらゆる関連情報および文書を可及的速やかに取得し、当該事項の知見が報告され、証拠になりうるものとして提示されるようにする。
 - c) 適切な文書を作成することにより、不遵守の可能性が報告されるようにする。
 - d) 競技者またはその他の者に不遵守の可能性を書面で通知し、対応の機会を与える。
 - e) 世界ドーピング防止規程に基づき、他のアンチ・ドーピング機関が最終判断を入手できるようにする。
- A.4** DCSM/DCO は、以下の責任を有する。
- a) 競技者またはその他の者に対し、不遵守はドーピング防止規則違反になりうることを通知する。
 - b) 可能であれば、競技者の検体採取セッションを完了する。
 - c) 不遵守の可能性があった場合には、書面で詳細な報告を提出する。
- A.5** 他の検体採取要員は、以下の責任を有する。
- a) 競技者またはその他の者に対し、不遵守はドーピング防止規則違反になりうることを通知する。
 - b) DCSM/DCO に対し、不遵守の可能性を報告する。

要件

- A.6** 不遵守の可能性があった場合は、可及的速やかに DCSM/DCO が報告し、IOC が対処する。
- A.7** 不遵守の可能性があったと IOC が判断した場合には、初回審査中に競技者またはその他の者に以下を通知する。
- a) 可能性のある結果

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

- b) 不遵守の可能性は、IOC が調査中であり、適切に対処されること。
- A.8** 不遵守の可能性についてさらに必要な情報があれば、競技者またはその他の者など、関連情報源から可及的速やかに取得し、記録するものとする。
- A.9** IOC は不遵守の可能性に関する初回審査の結果を、結果管理措置、および、該当する場合、さらなる計画および特定対象検査の際に必ず考慮するものとする。

付属書類 B：障害のある競技者に関する修正

目的

- B.1** 検体提出に関して、検体採取セッションの完全性を損なうことなく、障害のある競技者の特別なニーズにできるかぎり配慮することである。

適用範囲

- B.2** 修正の必要性の判断は、検体採取に障害のある競技者が含まれる状況を認識することから始まり、検体採取の手順と器具を、必要および可能性に応じて修正した時点で終了する。

責任

- B.3** LOCOG は、DCO が障害のある競技者に検体採取セッションを行うために必要な情報および検体採取器具を所有していることを、可能なかぎり確認する責任を有する。DCO は、検体採取に責任を負う。

要件

- B.4** 障害のある競技者に対する通告および検体採取は、競技者の障害により修正が必要な場合を除き、あらゆる面において標準的な通告および検体採取手順に基づいて行われる。
- B.5** 検体採取を計画または調整において、LOCOG および DCSM/DCO は、障害のある競技者に対し標準的な通告または検体採取手順（検体採取器具および設備を含む）の修正が必要となる検体採取の有無を検討するものとする。要請があれば、DCO は競技者に対し、検体提供のための新しい滅菌カテーテルを提供するものとする。
- B.6** DCSM/DCO は、可能な場合、かつ修正が検体の同一性、安全性、または完全性を損なわないかぎりにおいて、状況に応じ修正を加える権限を有するものとする。かかる修正はすべて、文書化しなければならない。
- B.7** 知的、身体、または知覚障害のある競技者は、競技者の承認と DCO の同意が得られる場合、検体採取セッションの間、競技者の代理人または検体採取要員の支援を受けることができる。
- B.8** DCSM/DCO は、検体の同一性、安全性、または完全性を損なわないかぎりにおいて、競技者の検体提供を可能にするために、代替の検体採取器具または設備を使用する決定を下すことができる。
- B.9** 間欠式カテーテルを使用している競技者は、自己のカテーテルを用いて検体を提出することができる。このカテーテルはできるかぎり新品であるものとし、不当な変更が行われていないことを証明する包装が施されていることとする。DCO は、競技者が提出したすべてのカテーテルを使用前に点検するものとする。ただし、使用済みまたは封印していないカテーテルの衛生状態は、競技者の責任である。
- B.10** 集尿システムまたはドレナージ・システムを使用している競技者は、以前から溜まっていた尿を捨ててから、分析用の尿検体を提供する必要がある。可能なかぎり、それまで付け

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

ていた集尿システムまたはドレナージ・システムを、新しいカテーテルまたはドレナージ・システムと交換するものとする。システムの衛生状態は、競技者の責任である。

- B.11** DCO は、上記に定める適用可能な修正を含め、障害のある競技者のために標準的な検体採取手順に加えた修正を記録する。

付属書類 C：未成年の競技者に関する修正

目的

- C.1** 検体の提供に関し、検体採取セッションの完全性を損なうことなく、未成年の競技者のニーズを満たすこと。

適用範囲

- C.2** 修正の必要性の判断は、未成年の競技者が検体採取に含まれる状況を認識する時点から始まり、必要に応じ、また可能なかぎりにおいて、検体採取手順を修正した時点で終了する。

責任

- C.3** IOC は、可能なかぎりにおいて、未成年の競技者に対する検体採取セッションを行うために必要な情報を必ず入手する責任を負う。これには、必要に応じ、大会での検査を手配する際に保護者の同意を得る条項があることの確認を含む。

要件

- C.4** 未成年の競技者に対する通告および検体採取は、競技者が未成年であることにより修正が必要な場合を除き、あらゆる面において標準的な通告および検体採取手順に基づいて行われる。
- C.5** 検体採取を計画または調整する際に、IOC、LOCOG、DCSM および DCO は、未成年の競技者に対し標準的な通告または検体採取手順の修正が必要となる検体採取の有無を検討するものとする。
- C.6** DCSM/DCO および LOCOG は、可能なかぎり、かつ修正が検体の同一性、安全性、または完全性を損なわないかぎりにおいて、状況に応じ修正を加える権限を有するものとする。
- C.7** 未成年の競技者には、検体採取セッション全体を通じて代理人が付き添わなければならない。ただし、この代理人は、未成年の競技者が要求しないかぎり、尿検体の排出には立ち会わない。その目的は、DCO が検体提供を適切に監視できるようにすることにある。未成年の競技者が代理人を拒否した場合でも、IOC/DCSM/DCO（該当する場合）は、通告または検体採取の間、第三者の立ち会いが必要か否かを検討するものとする。
- C.8** 未成年の競技者について、DCSM/DCO は、検体採取要員に加え、検体採取セッションに立ち会うことのできる者、すなわち検体採取セッションに立ち会う、未成年競技者の代理人（未成年競技者の尿検体排出時に DCO を監視することを含むが、未成年競技者が要求しないかぎり、尿検体の排出を直接には監視しない）、および DCO の代理人を決定するものとする。この代理人は、未成年競技者の尿検体排出時に DCO を監視するが、未成年競技者が要求しないかぎり、検体の排出を直接には監視しないものとする。
- C.9** 未成年の競技者が検体採取セッションに代理人の立ち会いを拒否した場合、このことは DCO/シャペロンにより明確に文書化されなければならない。このことにより、検査が無効になることはないが、記録しなければならない。未成年の競技者が代理人の立ち会いを拒否した場合、DCO の代理人が立ち会わなければならない。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

- C.10** 未成年競技者が検査対象者登録リストに登録された場合、検査はすべて、成人がいると思われる場所、たとえばトレーニング会場などで実施することが望ましい。しかし、他の場所で検査が行われても、それで検査が無効になることはない。
- C.11** IOC および LOCOG は、未成年である競技者の検査に成人が立ち会わない場合の適切な対処を検討し、競技者が代理人を見つけ、検査を受けられるよう支援するものとする。

付属書類 D : 尿検体の採取

目的

- D.1** 以下を確保する方法で競技者の尿検体を採取すること。
- a) 医療の場で国際的に認められている標準的な予防措置の関連原則を遵守することにより、競技者および検体採取要員の健康および安全が損なわれないようにする。
 - b) 検体が分析に適する比重および尿採取量を満たしていること。検体が分析のための検体の有効性が損なわれないようにこれらの要件を満たす。分析に対する検体適合性の判断は、当該分析機関が IOC と協議のうえ判断する。
 - c) 検体に、不正操作、すりかえ、汚染その他の不当な改変が行われていないこと。
 - d) 検体の身元が明確かつ正確に特定できること。
 - e) 検体が、改変があればわかるキットに入れて、確実に封印されること。

適用範囲

- D.2** 尿検体の採取は、競技者に検体採取要件が通知されていることの確認から始まり、競技者の検体採取セッションの最後に残った尿があればこれを廃棄した時点で終了となる。

責任

- D.3** DCO は、すべての検体が適切に採取され、識別され、密封されていることを確認する責任を有する。また DCO は、尿検体の排出に直接立ち会う責任を有する。

要件

- D.4** DCO は、付属書類 B 「障害のある競技者に関する修正」に定める修正を含め、検体採取セッションの要件が競技者に通知されていることを確認する。
- D.5** DCO は、競技者に検体採取のための適当な器具の選択肢が与えられていることを確認する。付属書類 B 「障害のある競技者に関する修正」に定めるとおり、競技者の障害の性質上、追加または別の器具の使用が必要な場合、DCO は器具を検査し、検体の同一性または完全性に影響がないことを確認する。
- D.6** DCO は、競技者に対し、採取容器を選択するよう指示する。
- D.7** 競技者が採取容器（またはその他、検体を直接採取する器具）を選択したら、DCO は競技者に対し、選択した器具がしっかり密封されており、器具に不当な改変が行われていないことを確認するよう指示する。競技者が選択した器具に満足しない場合には、別の器具を選択することができる。競技者が選択可能な器具に満足しない場合は、DCO がその旨記録する。
- D.8** 選択可能な器具のいずれにも満足できないという競技者の意見に DCO が同意しない場合、DCO は競技者に、検体採取セッションを進めるよう指示する。選択可能な器具のいずれにも満足できないとする競技者の理由に同意する場合、DCO は検体採取セッションを終了し、その旨記録する。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

- D.9** 競技者は、付属書類 B「障害のある競技者に関する修正」に定めるとおり、自身の障害により支援が必要な場合を除き、検体が密封されるまで、採取容器および提供する検体を自ら管理する。例外的な状況において、かつ競技者が許可し、DCO が同意する場合には、検体採取セッション中、競技者の代理人または検体採取要員が競技者に追加的な支援を提供することができる。
- D.10** 検体の排出に立ち会う DCO は、検体を提供する競技者と同姓であるものとする。
- D.11** DCO は、競技者が検体を排出する前に必ず手をよく洗うか、手袋を着用するようにさせる。
- D.12** DCO および競技者は、検体採取のため DCO は、プライバシーが確保されるエリアへ行く。
- D.13** 検体が競技者の身体から排出されることを遮られることなく監視し、検体が排出された後、安全に密封されるまで監視を続ける。DCO は監視の状況を書面にて記録する。検体が競技者の身体から排出されるのはっきりと遮られることなく監視するため、DCO は競技者に対し、検体が身体から排出されることの監視の妨げとなる衣服を脱ぐか調整するよう指示する。検体が排出された後、DCO はさらに、競技者が検体提供時に、採取容器に保管されたはずの検体を増量しないことを確認する。
- D.14** DCO は、競技者を完全に視野に入れたまま、分析に適する尿量が提供されたことを確認する。
- D.15** 尿量が不十分である場合、DCO は、付属書類 F「尿検体—採取量不足」に基づき、部分検体の採取手順を実施する。
- D.16** DCO は手順 D.7に基づき、競技者に対し、A ボトルおよび B ボトルの入った検体採取キットを選択するよう指示する。
- D.17** 検体採取キットが選択されたら、DCO および競技者は、すべてのコード番号が一致していること、およびコード番号が DCO によって正確に記録されていることを確認する。
- D.18** 競技者または DCO が、コード番号の不一致を発見した場合、DCO は競技者に対し、手順 D.7に基づき、別のキットを選択するよう指示し、その旨を記録する。
- D.19** 競技者は分析に適する最小限の尿量を B ボトル（最低 30 mL）に注ぎ、残りの尿を A ボトル（最低 60 mL）に注ぐ。最小限の分析に適する尿量以上の尿が提供された場合、DCO は、競技者が器具メーカーの推奨容量まで A ボトルを満たすことを確認する。それでもまだ尿が残っている場合、DCO は、競技者が器具メーカーの推奨容量まで B ボトルを満たすことを確認する。DCO は競技者に対し、採取容器に少量の尿を残しておくよう指示し、その理由として、DCO が手順 D.22に従い、残った尿の比重を検査できるようにするためであると説明する。
- D.20** 競技者は DCO の指示に従い、容器を封印する。DCO は、競技者を完全に視野に入れたまま、容器が適切に封印されていることを確認する。
- D.21** 尿は、A ボトルおよび B ボトルが手順 D.19に従って容量まで満たされ、手順 D.20に従って封印され、残った尿の比重が手順 D.22に従って検査された後に初めて廃棄することができる。分析に適する尿量は、必要最小限とみなす。
- D.22** DCO は採取容器に残った尿を検査し、検体に、分析に適する比重があるか否かを判断する。DCO が示度を読み、検体に、分析に適する比重がないことが判明した場合、DCO は付属書

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

類 G「分析に適する比重要件を満たさない尿検体」の定めに従う。

- D.23** DCO は、競技者に対し、分析に送られない残余分の尿を競技者から完全に見える状態のなかで廃棄することを要求する選択肢が与えられていることを確認する。

付属書類 E：血液検体の採取

目的

- E.1** 以下を確保する方法で競技者の血液検体を採取することを目的とする。
- a) 医療の場で国際的に認められている標準的な予防措置の関連原則を遵守することにより、競技者および検体採取要員の健康および安全が損なわれないようにすること。
 - b) 検体が当該分析ガイドラインを満たす質、量であること。
 - c) 検体に、不正操作、すりかえ、汚染、その他の不当な改変が行われていないこと。
 - d) 検体の身元が明確かつ正確に証明されていること。
 - e) 検体が厳重に封印されていること。

適用範囲

- E.2** 血液検体の採取は、競技者が検体採取要件を通知されていることの確認から開始し、WADA 認定分析機関で分析するために発送できるよう検体を適切に保管した時点で終了となる。

責任

- E.3** DCSM/DCO は、以下を確保する責任を有する。
- a) 各検体が適切に採取され、識別化され、封印されること。
 - b) すべての検体が当該分析ガイドラインに従って適切に保管され、発送されること。
- E.4** 血液採取係員は、血液検体を採取し、検体採取のあいだ関連質問に回答し、検体採取セッションの完了に不要な使用済みの血液検体採取器具を適切に処分する責任を負う。

要件

- E.5** 血液を取り扱う手順は、医療の場における予防措置に関する国内基準および規制要件に従うものとする。
- E.6** 血液検体採取器具は、以下からいずれかで構成される。
- (a) 血液プロファイリング用検体採血管 1 本
 - (b) 血液分析のための A 検体および B 検体用採血管各 1 本
 - (c) その他、当該分析機関の指定による器具
- E.7** DCO は、付属書類 B「障害のある競技者に関する修正」に定める修正を含め、検体採取の要件が競技者に通知されていることを確認する。
- E.8** DCO および競技者は、検体が提供されるエリアに入る。
- E.9** DCO は WADA 血液検体採取ガイドラインに基づき、競技者が検体を提出するまで快適に過ごせるようにする。
- E.10** DCO は競技者に対し、検体採取に必要なサンプルキットを選択し、選択した器具に不当な改変が行われていず、完全に封印されていることを確認するよう指示する。競技者が選択したキットに満足しない場合には、別のキットを選択することができる。競技者がキットに満足せず、別のキットを利用できない場合には、DCO がその旨記録する。
- E.11** 選択可能なキットのいずれにも満足できないという競技者の意見に DCO が同意しない場合、DCO は競技者に、検体採取セッションを進めるよう指示する。選択可能なキットのいずれにも満足できないとする競技者の理由に同意する場合、DCO は検体採取セッションを

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

終了し、その旨を記録する。

- E.12** 検体用キットの選択が終了したら、DCO および競技者は、すべてのコード番号が一致していること、またこのコード番号が DCO によって正確に記録されていることを確認する。競技者または DCO が、コード番号の不一致を発見した場合、DCO は競技者に対し、別のキットを選択するよう指示し、その旨を記録する。
- E.13** 血液採取係員は、競技者またはそのパフォーマンスに悪影響を及ぼさないとと思われる部分の皮膚を滅菌消毒ワイパーまたはスワブで消毒し、必要に応じて駆血帯を使用する。血液採取係員は、浅静脈から採血管内に血液検体を吸引する。駆血帯を使用した場合には、静脈穿刺後ただちにこれを外す。
- E.14** 採血する血液の分量は、行われる検体分析の要件を満たす十分量とする。
- E.15** 競技者から最初に採取できた血液の分量が不十分だった場合、血液採取係員は手順を繰り返す。手順は最大 3 回まで試みることができる。すべての試みが失敗した場合、血液採取係員は DCO に通知する。DCO は血液検体採取セッションを終了し、この事実および終了の理由を記録する。
- E.16** 血液採取係員は、穿刺部位に止血パッドを貼り付ける。
- E.17** 血液採取係員は、血液取扱いに関する国内基準に従い、検体採取セッションの完了に不要な使用済みの血液検体採取器具を処分する。
- E.18** 遠心分離または血清分離など、検体にさらに現地での処理が必要であれば、きっちり閉まり改変があればわかるキットに最終的に封印するまで、競技者は検体を監視するために留まる。
- E.19** 競技者は DCO の指示に従い、サンプルキットに検体を密封する。DCO は、競技者を完全に視野に入れたまま、当該容器が適切に封印されていることを確認する。
- E.20** 封印された検体は、ドーピング・コントロール・ステーションから WADA 認定分析機関に搬送されるまでその完全性、同一性および安全性が守られる方法で保管する。
- E.21** WADA 血液検体採取ガイドラインは、血液採取および検査のための詳細な情報源としての役割を果たす。

付属文書 F：尿検体 — 採取量不足

目的

F.1 分析に適する尿量が提出されなかった場合、適切な手順が必ず取られることを目的とする。

適用範囲

F.2. 手順は、競技者に検体が分析に適する尿量ではなかったことの通知から開始し、十分な分量の検体の提出をもって終了とする。

責任

F.3 DCO は、検体の分量不足を宣言し、追加検体採取によって十分な量の検体入手する責任を有する。

要件

F.4 採取した検体の分量が不十分だった場合、DCO は競技者に対し分析に適する尿量の要件を満たすため、追加で検体を採取する旨を通知する。

F.5 DCO は競技者に対し、付属書類 D「尿検体の採取」の手順 D.7に従い、部分検体採取器具を選択するよう指示する。

F.6 DCO は競技者に対し、DCO の指示に従って分量不足の検体を採取容器に封入するよう指示する。DCO は、競技者を完全に視野に入れたまま、採取容器が適切に封印されたことを確認する。

F.7 DCO と競技者はその後、分量不足だった検体のシール番号、分量および身元を DCO が正確に記録したことを確認する。DCO は、競技者の満足のいくように、分量不足の検体を安全に保管する。

F.8 追加検体の提供を待つ間、競技者は継続的な監視下に置かれ、水分補給の機会が与えられる。

F.9 競技者が追加検体を提供する準備が整ったら、付属書類 D「尿検体の採取」に定める検体採取手順を繰り返し、最初の検体と追加の検体を合わせて十分な量の尿を得る。

F.10 分析に適切な尿採取量の要件が満たされたら DCO が判断すれば、DCO および競技者は、先に提供された分量不足の検体がいった部分検体容器の封印が完全であることを確認する。封印の完全性に異常があれば、DCO はこれを記録し、付属書類 A「不遵守の可能性の調査」に基づいて調査を行う。

F.11 DCO はその後、競技者に対し、封印を解き、分析に適切な尿量の要件が満たされるまで、最初に採取された検体に追加検体を加えていくよう指示する。

F.12 DCO および競技者はその後、付属書類 D「尿検体の採取」の該当部分を続行する。

F.13 DCO は残余の尿について、分析に適切な尿採取量の要件が満たされていることを確認する。

F.14 尿は、A ボトルおよび B ボトルが手順 D.19に従って容量まで満たされ、手順 D.20に従って封印された後、初めて廃棄することができる。分析に適切な尿採取量は、必要最小限とみなす。

付属書類 G：分析に適する比重要件を満たさない尿検体

目的

G.1 尿検体が分析に適する比重要件を満たしていない場合、適切な手順に従うようにすることである。

適用範囲

G.2 手順は、DCO が競技者に対し追加検体が必要であることを通知することから始まり、分析に適する比重要件を満たす検体の採取、または、必要に応じ、IOC による適切なフォローアップ措置を行った時点で終了する。

責任

G.3 LOCOG は、適切な検体が採取されるような手順を確立することに責任を有する。また最初に採取した検体が分析に適する比重要件を満たさない場合、DCO は、適切な検体が採取されるまで、追加検体を採取する責任を負う。

要件

G.4 DCO は、検体が分析に適する比重要件を満たしていないことを判断する。

G.5 DCO は競技者に対し、追加検体の提供が必要であることを通知する。

G.6 追加検体の提供を待つ間、競技者は継続的な監視下に置かれる。

G.7 適切な検体の生成が遅れる可能性があるため、競技者には過度な水分摂取を控えることが奨励される。

G.8 競技者が追加検体を提供する準備が整ったら、DCO は付属書類 D「尿検体の採取」に定める検体採取手順を繰り返す。

G.9 DCO は、分析に適する比重要件が満たされるまで、あるいは大会ロジスティクス上の理由により検体採取セッションを継続するのが不可能な例外的な状況であると DCSM/DCO が判断するまで、追加検体の採取を継続する。かかる例外的な状況については DCO が文書化する。

G.10 手順 G.9 に基づき、ロンドン・オリンピック競技大会の物理的な面を考慮すると、1 回のドーピング・コントロール・セッションの間に競技者から 2 つを上回る検体を採取することは通常不可能であると思われる。このため、競技者の検体が分析に適する比重要件を満たさない場合、IOC は通常、競技者に対し、追加検体を 1 つ、提供するよう求める。

G.11 DCO は、採取された検体が 1 名の競技者のものであるということ、また検体が提供された順番を記録する。

G.12 DCO はその後、付属書類 D「尿検体の採取」の該当部分に従い、検体採取セッションを継続する。

G.13 競技者の検体がいずれも分析に適する比重要件を満たしていないと判断され、大会の物理的な理由により検体採取セッションを継続するのが不可能であると DCO が判断した場合、DCO は検体採取セッションを終了することができる。このような状況では、場合により、IOC がドーピング防止規則違反の可能性を調査することがある。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

G.14 分析に適する比重要件を満たしているか否かにかかわらず、採取された検体はすべて、DCO によって WADA 公認分析機関に送られる。

G.15 WADA 公認分析機関は IOC と協力し、分析すべき検体を決定する。

付属書類 H：検体採取要員の要件

目的

H.1 検体採取要員に利害の抵触がなく、検体採取セッションを実施するための適切な資格および経験を有することを確認すること。

適用範囲

H.2 検体採取要員の要件に関する手順は、必要な能力の開発に始まり、身分証明となる認定の授与で終了する。

責任

H.3 LOCOG は、本付属書類 H に定めるすべての活動に責任を負う。

要件—資格とトレーニング

H.4 LOCOG は、DCO、シャペロンおよび血液採取係員に求められる能力および資格を決定する。LOCOG は、すべての検体採取要員について、それぞれの責任を概説した職務概要書を作成する。最低限の責任として以下を挙げる。

- a) 検体採取要員は未成年者であってはならない。
- b) 血液採取係員は、血管から採血するための適切な資格および実践的な技能を有するものとする。

H.5 LOCOG は、検体採取セッションにおいて検体を提供する可能性のある競技者からの検体の採取または検査結果に利害関係を持つ検体採取要員が、その検体採取セッションに任命されないようにする。検体採取要員は以下の場合、検体採取に利害関係を持つものとみなされる。

- a) 検査が行われる競技の計画作成に携わった場合
- b) 当該セッションにおいて検体を提供する可能性のある競技者の個人的問題に関わりがある場合。

H.6 LOCOG は、検体採取要員が職務を遂行するための適切な資格を持ち、トレーニングを受けていることを確認する。

H.7 血液採取係員のトレーニング・プログラムには、最低限、検査プロセスにおけるあらゆる関連要件の学習と、医療現場における標準的な関連予防措置の習熟が含まれる。

H.8 DCO のトレーニング・プログラムには、最低限、以下が含まれる。

- a) DCO の職能に関する各種検査活動における総合的かつ理論的なトレーニング
- b) 本ドーピング・コントロール技術手順書の要件に関するあらゆる検体採取活動の見学、できれば、現場で行うことがのぞましい。
- c) 資格を持つ DCO または同等者の監督下で、検体採取セッションを最初から最後まで現場で成功させること。実際の検体排出に関する要件は、現場見学には含まれない。

H.9 LOCOG ドーピング防止プログラムに DCO として加わるための前提条件として、すでにいずれかのアンチ・ドーピング機関で相応の立場にある認定 DCO であることが必要である。

H.10 シャペロンのトレーニング・プログラムには、検体採取プロセスのあらゆる関連要件の学習が含まれる。

【本規則の和訳は参考訳であり、英語版が優先する】

H.11 LOCOG は、教育、トレーニング、技能、経験の記録を保存する。

要件－認定、再認定、および委任

H.12 LOCOG は、検体採取要員の認定および再認定を行う。

H.13 LOCOG は、認定を与えるに先立ち、検体採取要員がトレーニング・プログラムを修了し、これらの規則に含まれる要件に習熟していることを確認する。

H.14 認定は、オリンピック競技大会期間中にかぎり有効である。

H.15 LOCOG から認定を受けた検体採取要員のみが、IOC に代わり検体採取活動を行う権限を LOCOG により承認される。

H.16 DCO は、採血を除き、検体採取セッションに含まれるあらゆる活動を自ら遂行することができる。またはシャペロンに対し、シャペロンが権限を与えられた範囲内の特定の活動を行うよう指示することができる。